

長崎市第7期障害福祉計画

長崎市第3期障害児福祉計画



令和6年3月

長崎市

表紙の作品

第11回長崎市障害者アート作品展 工作部門において市長賞を受賞した
「児童デイサービス グリーنز」利用者の皆さんの作品「龍」です。



はじめに

本市では、令和3年3月に障害福祉サービスの提供体制を確保するための一体的な計画として「長崎市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障害がある人もない人も、共に暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、障害のある方の自立と社会参加の促進や障害福祉サービス等の充実を図るための取組みに努めてまいりました。

この度策定した「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（計画期間：令和6年度～8年度）は、障害福祉サービス等の見込み量及び確保のための方策等を定めるとともに、障害者の重度化・高齢化など「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備や、相談支援体制の充実及び強化、医療的ケア児への支援や子どもの発達支援の充実等を図る障害児支援の提供体制の整備、また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築などを成果目標として設定しております。

障害のある方が地域で安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、関係機関と十分に連携を図りながら、引き続き取り組むべき課題や多様化するニーズ、社会環境の変化などに適切に対応し、その実現に向けた取組みを進めてまいります。

今後とも、本計画に基づき、障害福祉施策の計画的な推進と充実に努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言等をいただきました長崎市障害者施策推進協議会並びに長崎市障害者自立支援協議会の委員をはじめ、障害者団体及び障害福祉関係者並びに市民の皆様に対しまして、心から御礼を申し上げます。

令和6年3月

長崎市長 鈴木 史朗

目次

第1章 総論	1
1 背景と趣旨	1
2 基本方針	4
(1) 計画に定める事項・内容	4
(2) 計画の法的根拠	5
(3) 計画の実施期間	5
(4) 進捗状況の分析、評価及び報告（PDCAサイクル）	5
(5) 障害者基本計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係	6
(6) 国・県・市の計画期間	7
3 基本的理念	8
(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	8
(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	8
(3) 入所等から地域生活への移行・定着に向けたサービス提供体制の整備と住まいの確保	8
(4) 一般就労への移行に向けたサービス提供体制の整備と福祉的就労の充実	9
(5) 地域共生社会の実現に向けた取り組み	9
(6) 障害児の健やかな育成のための発達支援	9
(7) 障害福祉人材の確保・定着	9
(8) 障害者の社会参加等を支える取り組み	9
4 成果目標の設定	10
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行者数	10
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	11
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	11
(5) 福祉的就労の充実	13
(6) 障害児支援の提供体制の整備等	13
(7) 相談支援体制の充実・強化等	14
(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	15
5 活動指標の設定	16
(1) 障害福祉サービスの確保	16
(2) 障害児通所支援等の確保	18
(3) 地域生活支援事業等の確保	18

第2章 各論 20

(障害福祉サービス等、障害児通所支援等及び地域生活支援事業その他の
事業の必要量の見込み及び提供体制の確保の方策)

1	障害福祉サービス等の確保	20
(1)	訪問系サービスの確保[障害福祉サービス]	20
(2)	日中活動系サービスの確保[障害福祉サービス]	22
(3)	就労系サービスの確保[障害福祉サービス]	24
(4)	居住系サービスの確保[障害福祉サービス]	25
(5)	相談支援の確保[特定相談支援事業、一般相談支援事業]	28
(6)	補装具費の支給	30
2	障害児通所支援等の確保	31
(1)	障害児通所支援の確保[障害児通所支援事業]	31
(2)	障害児相談支援の確保[障害児相談支援事業]	32
3	地域生活支援事業等の確保	34
(1)	理解促進研修・啓発事業の実施[地域生活支援事業 必須]	34
(2)	相談支援事業の実施[地域生活支援事業 必須]	35
(3)	成年後見制度利用支援事業等の実施	37
①	成年後見制度利用支援事業・法人後見支援事業 [地域生活支援事業 必須]	37
②	成年後見制度利用基本計画 [中核機関の整備]	38
(4)	日常生活用具給付等事業の実施[地域生活支援事業 必須]	39
(5)	意思疎通支援事業等の実施[地域生活支援事業 必須]	40
(6)	移動支援事業の実施[地域生活支援事業 必須]	43
(7)	地域活動支援センター機能強化事業の実施 [地域生活支援事業 必須]	44
(8)	障害児支援の実施	45
①	障害児等療育支援事業の実施[地域生活支援事業 任意]	45
②	地域障害児支援体制強化事業等	46
③	その他、障害児への支援の実施	47
(9)	日常生活支援事業の実施[地域生活支援事業 任意]	48
(10)	社会参加支援事業の実施[地域生活支援事業 任意]	49
(11)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 [地域生活支援促進事業]	51
(12)	長崎市独自事業の実施	52

資料編 54

1	障害者の状況	55
2	アンケート調査結果による障害者の現状	61

第1章 総論

1 背景と趣旨

長崎市は、障害者基本法に基づき、平成10年3月に「長崎市障害者プラン」（計画期間：平成10～14年度）を、また、平成15年11月に「長崎市障害者基本計画～長崎市障害者プラン」（平成15～20年度）を策定し、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者施策の総合的な推進に努めてきました。

障害者に対する福祉サービスは、平成15年度に、行政が障害者に必要なサービスの内容等を決定する措置制度に代わり、障害者が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度が導入され、障害者の自己決定のもと、特に在宅サービスの充実が図られました。

しかし、支援費制度には、サービス水準の地域格差や利用者の急増に伴う予算の増加と財源確保、障害種別ごとのサービス格差、働く意欲と能力がある障害者に対する支援、また、サービスの支給決定における透明性の確保などの面で課題がありました。

平成18年度の障害者自立支援法施行により、支援費制度の対象となっていなかった精神障害者を含む一元的な制度が確立し、地域生活への移行や就労支援などの課題への対応が図られるとともに、地域において障害者の自立した日常生活又は社会生活に欠かせない障害福祉サービスや相談支援等が提供できるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

また、市町村及び都道府県に対して障害福祉計画の作成が義務付けられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

障害者自立支援法は、①障害者施策の3障害一元化、②サービス体系の再編と新たなサービスの創出、③就労支援の抜本的強化、④サービス支給決定の透明化・明確化、⑤安定的な財源の確保を主眼としており、長崎市は、同法に基づく障害福祉計画と障害者基本法に基づく障害者計画を一体のものとして、平成19年3月に、「長崎市障害福祉計画」（平成18～20年度）を策定しました。

その後、障害福祉サービスの抜本的な制度改正が行われたことから、計画の中間見直しを行い、平成21年3月に「長崎市障害者基本計画（第2期）」（平成21～25年度）と「長崎市第2期障害福祉計画」（平成21～23年度）を一体的に策定し、平成24年3月には、計画期間終了に合わせ、「長崎市第3期障害福祉計画」（平成24～26年度）を策定しました。

平成25年度に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法。以下「法」という。）が施行され、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が日常生活又は社会生活を営むための支援は、「共生社会を実現するため、社会参加の機会が確保されること」及び「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと」並びに「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去」に資するよう、総合的かつ計画的に行うこととされました。

長崎市は、平成26年3月に「第3期障害者基本計画」（平成26～30年度）を策定し、「生活支援」、「保健・医療」、「教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興」、「雇用・就業、経済的自立の支援」、「生活環境」、「情報アクセシビリティ」、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」及び「行政サービス等における配慮」の各分野における施策を展開するとともに、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の体制の確保を目的として、国の基本指針に則り、前期計画までの実績や障害福祉に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、平成27年3月に「長崎市第4期障害福祉計画」（平成27～29年度）を策定しました。

平成28年6月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）が公布されたことにとともない、都道府県・市町村において障害児福祉計画の策定が義務付けられました。この改正法では、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的に掲げており、これらを踏まえ平成30年3月には「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」（平成30～令和2年度）を策定しました。

また、平成31年3月に「障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」に向けて、「生活支援」、「居住支援」、「雇用・就労支援」、「地域理解・社会参加促進」、「権利擁護・差別解消」の5つを柱として「第4期障害者基本計画（平成31年（令和元年）～令和5年度）を策定しました。

令和5年度末をもって「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の計画期

間が終了することから、国は、令和6～8年度の3箇年を計画期間とする「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」について、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号。以下、「国の指針」という。）を令和5年5月に示しました。

長崎市は、こうした経過と長崎市障害者施策推進協議会及び長崎市障害者自立支援協議会での議論や前期計画までの実績、障害福祉に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、「長崎市第7期障害福祉計画・長崎市第3期障害児福祉計画」（令和6～8年度）を策定します。

2 基本方針

(1) 計画に定める事項・内容

「長崎市第7期障害福祉計画・長崎市第3期障害児福祉計画」は、国の指針を踏まえ、次の4つの事項・内容について定めます。

事 項	内 容
1 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念	国の指針に即しつつ、長崎市の課題などを踏まえ長崎市が取り組むべき基本的理念を定める。
2 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標【成果目標】	<p>①福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等、福祉的就労の充実、障害児支援の提供体制の整備等を進めるため、令和8年度における数値目標を設定する。</p> <p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実、相談支援体制の充実強化等の取組みに係る体制の構築等についての考え方を定める。</p>
3 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援(以下「障害福祉サービス等」という。)及び指定通所支援又は指定障害児相談支援(以下「障害児通所支援等」という。)の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策【活動指標】	<p>①令和8年度までの各年度における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。</p> <p>②障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定める。</p>
4 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項【活動指標】	<p>長崎市が実施する地域生活支援事業について、数値目標の達成に資するよう、次の事項を定める。</p> <p>①実施する事業の内容</p> <p>②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>③各年度の見込量の確保のための方策</p> <p>④その他実施に必要な事項</p>

(2) 計画の法的根拠

市町村は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を、国の指針に即し策定することとされており、この計画は同規定を根拠として、長崎市が策定するものです。

(3) 計画の実施期間

この計画の実施期間は、第1期障害福祉計画（平成18年度～20年度）、第2期障害福祉計画（平成21年度～23年度）、第3期障害福祉計画（平成24年度～26年度）、第4期障害福祉計画（平成27年度～29年度）、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）の実施経過を踏まえ、また、国の指針に基づいて、令和6年度から8年度までの3年間とします。

(4) 進捗状況の分析、評価及び報告（PDCAサイクル）

この計画に盛り込んだ事項については、毎年度、調査、分析及び評価を行い、長崎市障害者施策推進協議会に報告します。また、計画は必要に応じて変更し、その他必要な措置を講じながら、サービス提供体制の計画的な整備を図っていきます。

(5) 障害者基本計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係

長崎市障害者基本計画

- 法令上の根拠：障害者基本法（第11条第3項）に基づく市町村障害者計画
- 計画期間：令和6年度～10年度【5箇年計画】 ※第5期計画
- 性格：障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める基本的な計画
- 内容：多分野にわたる計画
 - (1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
 - (2) 安全・安心な生活環境の整備
 - (3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 - (4) 防災・防犯等の推進
 - (5) 行政等における配慮の充実
 - (6) 保健・医療の推進
 - (7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
 - (8) 教育の振興
 - (9) 雇用・就業、経済的自立の支援
 - (10) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

長崎市障害福祉計画

- 法令上の根拠
障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく市町村障害福祉計画
- 計画期間
令和6年度～8年度【3箇年計画】
※第7期計画
- 性格
各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み、確保のための方策等に関する実施計画
- 内容
各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び必要な見込量の確保のための方策並びに地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

長崎市障害児福祉計画

- 法令上の根拠
児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく市町村障害児福祉計画
- 計画期間
令和6年度～8年度【3箇年計画】
※第3期計画
- 性格
各年度における障害児通所支援等の必要量の見込み、確保のための方策等に関する実施計画
- 内容
各年度における障害児通所支援・障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び必要な見込量の確保のための方策等を定める計画

(6) 国・県・市の計画期間

区分	平成20年度以前	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
国	障害者基本計画 H15～H24				障害者基本計画 (第3次) H25～H29				障害者基本計画 (第4次) H30～R4				障害者基本計画 (第5次) R5～R9								
	第1期 障害福祉計画 (指針) H18～20	第2期 障害福祉 計画 (指針) H21～H23	第3期 障害福祉 計画 (指針) H24～H26	第4期 障害福祉 計画 (指針) H27～H29	第5期 障害福祉 計画 (指針) H30～R2	第6期 障害福祉 計画 (指針) R3～R5	第7期 障害福祉 計画 (指針) R6～R8														
長崎県	障害者 基本計画 H15～20	改訂障害者 基本計画 H21～H25		障害者基本計画 (第二次改訂) H26～H30			障害者基本計画 (第4次) R元～R5			障害者基本計画 (第5次) R6～R10											
	第1期 障害福祉計画 H18～20	第2期 障害福祉 計画 H21～H23	第3期 障害福祉 計画 H24～H26	第4期 障害福祉 計画 H27～H29	第5期 障害福祉 計画 H30～R2	第6期 障害福祉 計画 R3～R5	第7期 障害福祉 計画 R6～R8														
長崎市	第1期 障害者 基本計画 H15～20	第2期障害者 基本計画 H21～H25		第3期障害者 基本計画 H26～H30			第4期障害者 基本計画 R元～R5			第5期障害者 基本計画 R6～R10											
	第1期 障害福祉計画 H18～20	第2期 障害福祉 計画 H21～H23	第3期 障害福祉 計画 H24～H26	第4期 障害福祉 計画 H27～H29	第5期 障害福祉 計画 ・ 第1期障害 児福祉計画 H30～R2	第6期 障害福祉 計画 ・ 第2期障害 児福祉計画 R3～R5	第7期 障害福祉 計画 ・ 第3期障害 児福祉計画 R6～R8														

3 基本的理念

障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、「共生社会を実現するため、全ての障害者等が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」、「障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること」を旨とする法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成、推進します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児が、地域で必要なサービスを利用できるよう、サービスの充実と均てん化及び周知に取り組めます。

(3) 入所等から地域生活への移行・定着に向けたサービス提供体制の整備と住まいの確保

障害者等の自立支援の観点から、福祉施設への入所又は病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続、サービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点の整備及び機能の充実を図り、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

また、住まいの確保に向け、国庫補助制度を活用したグループホームの整備を促進するとともに、重度化・高齢化した障害者が地域生活へ移行できるようにサービスの提供体制の確保に努めます。

さらには、差別や偏見のない社会の実現を目指し、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるためにも、地域生活への移行に関する理解を深めるための普及啓発に取り組めます。

(4) 一般就労への移行に向けたサービス提供体制の整備と福祉的就労の充実

障害者等がその適性に応じて能力を発揮し、社会参加及び自立した生活ができるよう、福祉施設から一般就労への移行における課題への対応及びサービス提供体制の整備を図るとともに、一般就労が困難な障害者等には、就労継続支援事業所等での工賃等の向上に取り組めます。

(5) 地域共生社会の実現に向けた取組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、重層的支援体制整備事業等の地域の実情に応じた制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に係る取組みを推進します。

(6) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実及び障害児のライフステージに沿った切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

また、人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が身近な地域で保健、医療、障害福祉、保育、教育等の必要な支援を円滑に受けられるようにするため、専門的な支援を要する医療的ケア児等に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(7) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進むなか、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・定着を図る必要があるため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場の魅力の発信等の周知活動を行うとともに、障害福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に取り組めます。

(8) 障害者の社会参加等を支える取組み

障害者の地域における社会参加を促進するために、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保します。また、令和元年6月21日に議員立法による、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律が成立しましたが、読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現のため、関係機関と連携を図りながら視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。さらに、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

4 成果目標の設定

施設入所者等の地域生活や障害者の就労支援、障害児支援の提供体制の整備並びに相談支援体制の充実・強化や障害福祉サービスの質の向上を推進するため、国の指針に基づき、また、長崎市におけるこれまでの実績や実情等を踏まえ、令和8年度を目標年度とする数値目標等を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行者数

ア 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値
【基準値】 令和4年度末時点の施設入所者数	589人
【目標値】 令和4年度末における地域生活移行者数の割合	令和4年度末時点の施設入所者数の <u>6%以上</u> (地域生活移行者数36人)

イ 施設入所者の削減

項目	数値
【基準値】 令和4年度末時点の施設入所者数	589人
【目標値】 令和4年度末における施設入所者数の削減割合	令和4年度末時点の施設入所者数の <u>1.6%以上</u> (利用者削減人数10人)
令和8年度末時点の施設入所者数の見込み	579人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

内容
<p>精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、令和4年度に障害者自立支援協議会（地域生活支援部会）の中に設置した保健・医療・福祉関係者による地域移行・地域定着に向けた取組み等を<u>協議する場</u>を引き続き開催するとともに、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制づくりを、<u>令和8年度末までに計画的に進めます。</u></p> <p>また、精神障害者等の社会参加促進及びピアサポーターが活躍する場の創出・拡大を図ります。</p>

(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

内 容
<p>令和8年度までの間、障害者の重度化・高齢化など「親亡き後」を見据えた地域生活を支援する拠点を、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的な体制（面的整備型）で整備するとともに、基幹相談支援センターや障害者自立支援協議会などで協議を行い、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築等を進め、1年に1回以上運用状況について検証する体制づくりを目標とします。</p> <p>また、令和8年度までの間、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。</p> <p>※ 地域生活支援の機能</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相談（地域移行、親元からの自立等） ② 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等） ③ 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等） ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 福祉施設から一般就労への移行者数

項 目	数 値
<p>【基準値】</p> <p>令和3年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数</p>	33人
<p>【内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①就労移行支援 ②就労継続支援A型 ③就労継続支援B型 	<ol style="list-style-type: none"> ① 5人 ② 2人 ③ 26人
<p>【目標値】</p> <p>令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の割合</p>	<p>令和3年度中に一般就労へ移行した人数の 1.28倍以上</p> <p>（一般就労する者の数43人）</p>
<p>【内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①就労移行支援 ②就労継続支援A型 ③就労継続支援B型 	<ol style="list-style-type: none"> ① 7人 1.31倍以上 ② 3人 1.29倍以上 ③ 33人 1.28倍以上

イ 就労移行支援事業

項目	数値
<p>【基準値】</p> <p>令和3年度における就労移行支援事業所の内、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体に占める割合</p>	<p>1割8分 (2事業所／11事業所)</p>
<p>【目標値】</p> <p>令和8年度における就労移行支援事業所の内、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体に占める割合を<u>5割以上</u>とする。</p>	<p>5割 (6事業所／11事業所)</p>

ウ 就労定着支援事業

項目	数値
<p>【基準値】</p> <p>令和3年度末時点の就労定着支援事業の利用者数</p>	<p>21人</p>
<p>令和3年度における就労定着支援事業所の内、就労定着率が7割以上の事業所が全体に占める割合</p>	<p>2割9分 (2事業所／7事業所)</p>
<p>【目標値】</p> <p>令和8年度末時点の就労定着支援事業の利用者数</p>	<p>令和3年度末時点の利用者の <u>1.41倍以上</u> (利用者数30人)</p>
<p>令和8年度における就労定着支援事業所の内、就労定着率が<u>7割以上</u>の事業所が全体に占める割合を<u>3割以上</u>とする。</p>	<p>4割 (3事業所／7事業所)</p>

(5) 福祉的就労の充実

内 容	
<p>一般就労への移行を進める過程において、一般就労に結びつかない障害者に対し、就労支援の場を提供する福祉的就労の充実を図ることは、障害者の自立に向けても重要であることから、長崎市独自の目標として次のとおり設定します。</p>	
<p>令和8年度の就労継続支援事業における平均工賃等目標</p>	
就労継続支援A型	平均賃金（月額） <u>82,600円</u>
就労継続支援B型	平均工賃（月額） <u>18,541円</u>
<p>（参考 令和4年度実績）</p>	
就労継続支援A型	平均賃金（月額） <u>79,376円</u>
就労継続支援B型	平均工賃（月額） <u>16,234円</u>

(6) 障害児支援の提供体制の整備等

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの充実及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

内 容
<p>●児童発達支援センターの充実</p> <p>地域における障害児支援の中核施設である児童発達支援センターは令和5年4月1日時点で4箇所設置されています。</p> <p>今後も、利用者ニーズを的確に把握し、サービス提供体制の充実に努めるとともに、こどもの発達段階に応じた、基本的な生活習慣の習得や療育、保護者への指導、助言を行うなど、適切なサービスの提供を行い、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。</p>

イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

内 容
<p>重症心身障害児が身近な地域で支援を受けるための、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）は令和5年4月1日時点で5か所設置されており、令和8年度末までに新たに1か所確保します。</p> <p>また、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所（同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）は令和5年4月1日時点で4か所設置されており、令和8年度末までに新たに1か所確保します。</p>

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

内 容
<p>医療的ケア児が、身近な地域でその心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の支援を受けられるよう、これらの支援を行う機関との連絡調整を行うための、<u>保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等で構成された医療的ケア児支援の協議の場において、県とも連携しながら地域におけるニーズの把握や災害等の支援体制の構築等について協議を行うなど支援体制を強化します。</u></p> <p>また、医療的ケア児等に必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担うために、<u>医療的ケア児に関するコーディネーターを配置</u>します。</p>

(7) 相談支援体制の充実・強化等

内 容
<p>相談内容の多様化や障害者の重度化・高齢化など「親亡き後」を見据えた地域生活を支援する機能、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、<u>基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の緊密化を通じ地域づくりを行う体制を強化</u>します。</p> <p>また、委託相談支援事業所の現状や課題を把握し、事業所数や体制の見直しを進めます。</p> <p>さらに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、これらの取組みを行うために必要な協議会の体制を確保します。</p>

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

内 容
<p>障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法等の基本理念を念頭に、その目的を果たすために障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行います。</p> <p>令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築するとともに、将来にわたり安定的に質の高いサービスを提供していくために、福祉人材の確保に関する取組みを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇給付費等の請求審査結果を分析し、事業所等との情報共有 ◇国や県等が開催する各種研修等の情報の随時提供 ◇指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査や実地指導、集団指導の適正な実施及び関係機関との情報共有 ◇事業所職員等の専門性を高めるための基幹相談支援センターや障害者自立支援協議会等における研修実施 ◇障害福祉現場の魅力の発信・周知等 ◇障害福祉サービス事業所等と就職を希望する人をつなぐ場の設置等による福祉人材の確保 ◇県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加

5 活動指標の設定

(1) 障害福祉サービス等の確保

項目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み	掲載 ページ	
居宅介護	利用者数（人/月）	918	939	947	956	21	
	時間数（時間/月）	12,596	15,024	15,152	15,296		
重度訪問介護	利用者数（人/月）	33	34	36	38		
	時間数（時間/月）	7,892	8,636	9,144	9,652		
同行援護	利用者数（人/月）	139	143	151	160		
	時間数（時間/月）	1,963	2,002	2,114	2,240		
行動援護	利用者数（人/月）	24	28	31	34		
	時間数（時間/月）	391	448	496	544		
重度障害者等包括支援	利用者数（人/月）	0	1	1	1		
	時間数（時間/月）	0	487	487	487		
生活介護	利用者数（人/月）	1,227	1,308	1,338	1,369		23
	日数（人日分）	24,412	26,160	26,760	27,380		
	利用者数のうち 重度障害者（人/月）	271	288	295	302		
自立訓練 （機能訓練）	利用者数（人/月）	18	19	19	19		
	日数（人日分）	118	114	114	114		
自立訓練 （生活訓練）	利用者数（人/月）	72	87	102	120		
	日数（人日分）	1,587	2,088	2,448	2,880		
	利用者数のうち 精神障害者（人/月）	23	28	33	38		
療養介護	利用者数（人/月）	153	154	155	156		
短期入所（福祉型）	利用者数（人/月）	115	131	143	156		
	日数（人日分）	835	917	1,001	1,092		
	利用者数のうち 重度障害者（人/月）	11	12	13	14		
短期入所（医療型）	利用者数（人/月）	27	24	25	26		
	日数（人日分）	181	144	150	156		
	利用者数のうち 重度障害者（人/月）	12	10	10	10		

項目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み	掲載 ページ
就労選択支援	利用者数（人/月）	—	—	18	19	25
就労移行支援	利用者数（人/月）	47	55	55	55	
	日数（人日分）	930	1,100	1,100	1,100	
	利用者数のうち 精神障害者（人/月）	15	18	18	18	
就労継続支援A型	利用者数（人/月）	329	381	419	461	
	日数（人日分）	7,305	8,001	8,799	9,681	
	平均賃金（円/人）	79,376	80,972	81,782	82,600	
就労継続支援B型	利用者数（人/月）	1,458	1,616	1,716	1,822	
	日数（人日分）	34,443	32,320	34,320	36,440	
	平均工賃（円/人）	16,234	17,558	18,177	18,541	
就労定着支援	利用者数（人/月）	24	15	15	15	
	日数（人日分）	26	17	17	17	
	利用者数のうち 精神障害者（人/月）	8	5	5	5	
自立生活援助	利用者数（人/月）	0	1	2	3	27
	利用者数のうち 精神障害者（人/月）	0	0	1	1	
共同生活援助	利用者数（人/月）	636	681	710	740	
	利用者数のうち 精神障害者（人/月）	203	217	227	236	
	利用者数のうち 重度障害者（人/月）	25	27	28	29	
施設入所支援	利用者数（人/月）	589	580	570	560	
計画相談支援	利用者数（人/月）	1,151	1,207	1,252	1,298	28
地域移行支援	利用者数（人/月）	1	6	7	8	30
	利用者数のうち 精神障害者（人/月）	0	2	2	3	
地域定着支援	利用者数（人/月）	21	20	21	22	
	利用者数のうち 精神障害者（人/月）	6	6	7	7	
補装具の給付	給付件数（件/年）	1,025	1,066	1,109	1,153	

(2) 障害児通所支援等の確保

項目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み	掲載 ページ	
児童発達支援	利用者数（人/月）	657	687	778	881	32	
	日数（人日分）	4,401	4,121	4,667	5,285		
放課後等デイサービス	利用者数（人/月）	1,564	1,885	2,083	2,302		
	日数（人日分）	20,059	24,505	27,079	29,926		
保育所等訪問支援	利用者数（人/月）	233	425	612	882		
	日数（人日分）	510	850	1,224	1,764		
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人/月）	0	1	1	1		
	日数（人日分）	0	5	5	5		
障害児相談支援	利用者数（人/月）	520	617	690	772		33

(3) 地域生活支援事業等の確保

項目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み	掲載 ページ
障害者相談支援事業 （委託事業所等）	事業所数（箇所）	5	5	6	6	36
	利用者数（人/年）	54,905	60,893	64,120	67,518	
住宅入居等支援事業	事業所数（箇所）	2	2	2	2	
	利用者数（人/年）	652	700	700	700	
基幹相談支援センター 等機能強化事業	設置数（箇所）	1	1	1	1	
成年後見制度利用支援 事業	利用者数（人/年）	0	24	24	24	
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	—	検討			
介護・訓練支援用具	給付件数（件/年）	30	31	32	33	39
自立生活支援用具		67	69	71	73	
在宅療養等支援用具		73	75	77	80	
情報・意思疎通支援 用具		117	121	124	128	
排泄管理支援用具		11,671	12,021	12,382	12,753	
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）		13	13	14	14	

第1章 総論

項目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み	掲載 ページ
手話通訳者配置	配置人数（人/年）	4	4	4	4	42
手話通訳者養成研修	受講人数（人/年）	89	91	93	95	
要約筆記者養成研修		6	8	10	11	
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修		6	7	8	9	
手話通訳者派遣	派遣件数（人/年）	1,689	1,740	1,792	1,846	
要約筆記者派遣		77	81	85	89	
盲ろう者向け通訳派遣		90	93	96	99	
盲ろう者向け介助員派遣		228	235	242	249	
移動支援事業	利用者数（人/月）	311	322	322	322	43
	時間数（時間/月）	4,571	4,606	4,606	4,606	
地域活動支援センター Ⅰ型	事業所数（箇所）	2	2	2	2	45
	利用者数（人/日）	36	40	40	40	
地域活動支援センター Ⅱ型	事業所数（箇所）	1	1	1	1	
	利用者数（人/日）	30	30	30	30	
地域活動支援センター Ⅲ型	事業所数（箇所）	3	2	2	2	
	利用者数（人/日）	39	35	35	35	
障害児等療育支援事業	事業所数（箇所）	1	1	1	1	
	利用者数（人/年）	3,882	4,000	4,000	4,000	
訪問入浴サービス事業	利用回数（回/年）	981	937	937	937	49
日中一時支援事業 （日帰り短期入所型・タイ ムケア型の合計）	利用日数（日/月）	32	40	40	40	
点字・声の広報等発行	利用件数（件/年）	1,919	2,000	2,000	2,000	51
自動車運転免許取得	利用者数（人/年）	3	4	4	4	
自動車改造費助成		5	5	6	7	
精神障害者ピアサポ ーター活用事業	利用者数（人/年）	—	234	234	234	

（※）（人日分）とは、「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」

第2章 各論

「障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現」を目指し、障害福祉サービス等、障害児通所支援等及び地域生活支援事業その他の事業の必要量の見込み及び提供体制の確保の方策について次のとおり定め、障害者等に対する支援の充実を計画的に推進します。

1 障害福祉サービス等の確保

(1) 訪問系サービスの確保〔障害福祉サービス〕

サービス名	サービスの概要
居宅介護	日常生活を営むのに支障のある障害者に対し、その居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助並びに居宅から病院等への通院介助を提供します。
重度訪問介護	重度の障害があり、常時介護が必要な方に対し、その居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助、余暇活動等での外出時の介助等、長時間かつ総合的なサービスを提供します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護、その他の外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等で、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者や、知的・精神障害により行動上著しい困難を有する者に対し、居宅介護、行動援護、生活介護、短期入所等を包括的に提供します。

【現状と課題】

- 居宅介護は障害者の在宅サービスとして定着しており、利用者数及び市内のサービス提供事業所数は、微増傾向にあります。
- 同行援護事業所については、同行援護従事者養成研修を修了している従業者がおらず、人員基準を満たさないことなどにより、事業所数が年々減少しています。
- 障害者が地域で安心して生活を送るためには、訪問系サービスの充実が重要であるため、必要なサービスの量と質の確保に努める必要があります。
- アンケート調査の結果では、特に居宅介護において、現在利用している方と比べて、身体障害者の今後の利用意向が高くなっています。
- 事業所において、人材の確保が困難であることが課題として挙げられます。

【今後の方針】

- 障害のある人が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、障害者のニーズを把握した上で、サービス提供事業所の確保に努めるとともに、事業所に関する情報を提供します。
- 障害の特性や個々のニーズに応じた質の高いサービスの提供を支援していくために、事業所に対して必要な研修や指導、情報提供を行います。
- 障害福祉サービス等に従事する人材の確保に向け、各事業所等の意見を伺いながら課題の整理や対応策について検討します。
- 同行援護従事者養成研修事業の実施主体である県とも連携しながら、研修の周知徹底を行うなど、事業所数の確保に努めます。

【今後の見込み】

項 目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
居宅介護	利用者数（人／月）	918	939	947	956
	時間数（時間／月）	12,596	15,024	15,152	15,296
重度訪問介護	利用者数（人／月）	33	34	36	38
	時間数（時間／月）	7,892	8,636	9,144	9,652
同行援護	利用者数（人／月）	139	143	151	160
	時間数（時間／月）	1,963	2,002	2,114	2,240
行動援護	利用者数（人／月）	24	28	31	34
	時間数（時間／月）	391	448	496	544
重度障害者等 包括支援	利用者数（人／月）	0	1	1	1
	時間数（時間／月）	0	487	487	487

(2) 日中活動系サービスの確保[障害福祉サービス]

サービス名	サービスの概要
生活介護	障害者支援施設や地域で生活を営む上で、常時介護が必要な障害者に対し、日中において、入浴、排せつ及び食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事援助並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体的機能の維持・回復が必要な障害者に対し、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション並びに生活等に関する相談及び助言等の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力が向上するための支援等を行います。
療養介護	長期の入院による医療的ケア及び常時の介護を必要とする障害者で、筋萎縮性側索硬化症（ALS）による呼吸管理を行っている者や筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者や医療的ケアの判定スコアが一定以上の方に対し、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所	介護者が病気等の理由で、障害者支援施設、児童福祉施設等の施設に短期間の入所が必要な障害者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

【現状と課題】

- 生活介護の利用実績は年度によって多少の増減がありますが、常時介護が必要な方への支援としてニーズの高さがうかがえます。
- 自立訓練（①機能訓練・②生活訓練）の利用者数は、微増傾向にありますが、アンケート調査では、①身体障害者、②知的障害者・精神障害者の利用意向が高くなっています。
- 重症心身障害者など、医療的ケアを要する方が利用する療養介護については、サービスを提供できる事業所が限られており、支援体制の確保が課題です。
- 短期入所（福祉型）の利用実績について、アンケート調査では、知的障害者の利用意向が高くなっています。

【今後の方針】

- 障害のある人が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、障害者のニーズを把握した上で、サービス提供事業所の確保に努めるとともに、事業所に関する情報を提供します。
- 障害の特性や個々のニーズに応じた質の高いサービスの提供を支援していくために、事業所に対して必要な研修や指導、情報提供を行います。
- 重症心身障害者等に対しては、在宅での支援も含め、サービス提供事業所やその他関係機関と連携を図りながら、適切な支援が行える体制を確保します。
- 短期入所については、アンケート調査において、特に身体障害者及び知的障害者の利用ニーズが高いことから、サービス提供事業所の確保に努めます。

【今後の見込み】

項目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
生活介護	利用者数（人／月）	1,227	1,308	1,338	1,369
	日数（人日分）	24,412	26,160	26,760	27,380
	利用者数のうち重度障害者（人／月）	271	288	295	302
自立訓練 （機能訓練）	利用者数（人／月）	18	19	19	19
	日数（人日分）	118	114	114	114
自立訓練 （生活訓練）	利用者数（人／月）	72	87	102	120
	日数（人日分）	1,587	2,088	2,448	2,880
	利用者数のうち精神障害者（人／月）	23	28	33	38
療養介護	利用者数（人／月）	153	154	155	156
短期入所 （福祉型）	利用者数（人／月）	115	131	143	156
	日数（人日分）	835	917	1,001	1,092
	利用者数のうち重度障害者（人／月）	11	12	13	14
短期入所 （医療型）	利用者数（人／月）	27	24	25	26
	日数（人日分）	181	144	150	156
	利用者数のうち重度障害者（人／月）	12	10	10	10

(3) 就労系サービスの確保[障害福祉サービス]

サービス名	サービスの概要
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。(令和7年10月から開始)
就労移行支援	一般就労等を希望する65歳未満の障害者に対し、就労移行支援事業所における作業や、企業等における実習等、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のために必要な訓練、指導等を行います。
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、雇用契約等に基づく就労が可能である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動等の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、雇用契約等に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動等の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方の相談を受け、就職先や関係機関との調整等を行います。

【現状と課題】

- 就労継続支援A型及びB型の利用実績が増加傾向にあり、アンケート調査では、就労継続支援A型については精神障害者、B型については知的障害者の利用意向が高くなっています。
- 障害福祉サービス事業所等のサービスの質の向上を図るための取組みを進める必要があります。

【今後の方針】

- 「障害者優先調達推進法」に基づく、就労継続支援事業所等が提供する物品等の優先調達やチャレンジド・ショップ「はあと屋」の運営などを通じ、福祉的就労における工賃等の向上を図るとともに、事業所の利用と運営を支援します。
- 障害者自立支援協議会就労支援部会や、基幹相談支援センターを活用して、研修会や事例検討会等を開催するなど、事業所の質の確保を図るための取組みを行います。
- 就労継続支援事業所のうち最低賃金が適用される就労継続支援A型事業所について、国庫補助制度を活用した施設の整備を進めます。
- 就労定着支援サービスの利用促進を図るため、障害福祉サービス事業所等に対してサービスの周知徹底を図ります。

【今後の見込み】

項 目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
就労選択支援	利用者数（人／月）	—	—	18	19
就労移行支援	利用者数（人／月）	47	55	55	55
	日数（人日分）	930	1,100	1,100	1,100
	利用者数のうち精神障害者（人／月）	15	18	18	18
就労継続支援 A型	利用者数（人／月）	329	381	419	461
	日数（人日分）	7,305	8,001	8,799	9,681
	平均賃金（円／人）	79,376	80,972	81,782	82,600
就労継続支援 B型	利用者数（人／月）	1,458	1,616	1,716	1,822
	日数（人日分）	34,443	32,320	34,320	36,440
	平均工賃（円／人）	16,234	17,558	18,177	18,541
就労定着支援	利用者数（人／月）	24	15	15	15
	日数（人日分）	26	17	17	17
	利用者数のうち精神障害者（人／月）	8	5	5	5

(4) 居住系サービスの確保[障害福祉サービス]

サービス名	サービスの概要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへ移行した障害者の居宅を定期的に訪問し、食事や洗濯などに課題がないか、家賃の滞納がないか、体調に変化がないかの確認などの支援を行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営むのに支障のない障害者に対し、主として夜間に、共同生活住居（グループホーム）で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介助、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【現状と課題】

自立生活援助

- 一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分でないために、一人暮らしを選択できない方がいます。
- 平成30年度から開始されたサービスであり、利用実績の伸び悩みが課題となっています。

共同生活援助

- 入院や入所から地域生活への移行を進めるうえで、グループホームは障害者が安心して生活できる居住の場として、地域で共同生活を希望する人の受け皿となっており、今後も利用者の増加が見込まれます。
- 事業者がグループホームを整備するにあたり、地域生活に適した事業用地の確保と施設整備に要する資金の調達、また、周辺住民の理解を深めることが課題として挙げられます。
- 事業所において、人材の確保が困難であることが課題として挙げられます。

施設入所支援

- 国の指針に則り施設入所者数の削減に努め、入所者数は徐々に減少しています。
- 将来の暮らし方について、アンケート調査では、知的障害者では1割以上が福祉施設への入所を希望していますが、身体、精神障害者については、1割未満の回答となっており、減少傾向にあります。
- 事業所において、人材の確保が困難であることが課題として挙げられます。

【今後の方針】

自立生活援助

- 障害者や事業所へ更なる周知を図るとともに、事業所の増加に努めます。

共同生活援助

- 障害のある人が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、サービス提供事業所の確保に努めるとともに、事業所に関する情報を提供します。
- 障害の特性や個々のニーズに応じた質の高いサービスの提供を支援していくために、事業所に対して必要な研修や指導、情報提供を行います。
- 利用者のニーズを的確に把握し、サービスの利用に支障が生じないように、国庫補助制度を活用した施設の整備を進めます。
- 障害福祉サービス等に従事する人材の確保に向け、各事業所等の意見を伺いながら課題の整理や対応策について検討します。

施設入所支援

- 障害の特性や個々のニーズに応じた質の高いサービスの提供を支援していくために、事業所に対して必要な研修や指導、情報提供を行います。
- 必要な入所支援の体制は確保しつつも、地域における居住の場の確保等に努め、地域移行が可能な施設入所者に対しては、地域移行を促進します。
- 施設入所に対するニーズを把握するとともに、十分な地域移行・地域定着が図られる体制を整えたうえで、市内の入所施設において、入所者数の削減が図られるよう努めます。
- 障害福祉サービス等に従事する人材の確保に向け、各事業所等の意見を伺いながら課題の整理や対応策について検討します。

【今後の見込み】

項 目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
自立生活援助	利用者数（人／月）	0	1	2	3
	利用者数のうち精 神障害者（人／月）	0	0	1	1
共同生活援助	利用者数（人／月）	636	681	710	740
	利用者数のうち精 神障害者（人／月）	203	217	227	236
	利用者数のうち重 度障害者（人／月）	25	27	28	29
施設入所支援	利用者数（人／月）	589	580	570	560

(5) 相談支援の確保[特定相談支援事業、一般相談支援事業]

ア 特定相談支援事業

事業名	事業の概要
基本相談支援	地域の障害者等の福祉に関するさまざまな問題について、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、あわせて市町村や指定障害福祉サービス事業所等との連絡調整等を行います。
計画相談支援 ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援	サービス支給決定時のサービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

【現状と課題】

- 平成27年4月から、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する障害者等について、指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画が必要（利用者等が自ら作成するセルフプランでも可）となったことから、計画相談支援事業所によるサービス等利用計画書の作成件数が伸びています。
- 令和5年3月末時点における計画相談支援対象者4,370人のうち、サービス等利用計画作成者数は4,183人（95.7%）、セルフプラン作成者数は187人（4.3%）でした。
- 事業所において、人材の確保が困難であることが課題として挙げられます。

【今後の方針】

- 指定特定相談支援事業所を確保し、各事業所間及び長崎市との連携強化を図りながら、計画相談支援を効率的に実施できる体制を整備します。
- 引き続き障害者自立支援協議会相談支援部会において、課題の整理や対応策について検討し、相談支援事業所間での情報共有を図ることで、提供するサービスの質の確保や事業所の確保に努めます。
- 相談支援事業所に従事する人材の確保に向け、各事業所等の意見を伺いながら課題の整理や対応策について検討します。

【今後の見込み】

項目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
計画相談支援	利用者数（人／月）	1,151	1,207	1,252	1,298

イ 一般相談支援事業

事業名	事業の概要
基本相談支援	地域の障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、あわせて市町村や指定障害福祉サービス事業所等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	地域移行及び地域定着のための相談支援として、障害者支援施設等の施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者について、住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。
地域定着支援	居宅において単身、その他家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない状況において生活する障害者について、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談、緊急訪問、緊急対応等の便宜を供与します。

【現状と課題】

- 地域移行支援及び地域定着支援については、障害者支援施設等の施設の入所者や精神科病院の入院患者、その家族の方、施設の職員などへ地域生活移行についての理解を深め、サービスの利用を促進する必要があります。

【今後の方針】

- 地域移行支援及び地域定着支援については、障害がある人の地域移行を促すとともに、単身等でも地域で安心して生活を送ることができるよう、相談支援体制の整備と利用拡大を図ります。
- 障害者自立支援協議会地域生活支援部会を中心として、障害者支援施設等の入所施設や精神科病院との連携を図りながら、退所・退院を望む障害者やその家族に対し、退所・退院後に受けられる支援制度の周知等を行い、地域生活への移行を促します。
- 障害者差別解消法のさらなる周知を図るとともに、障害者支援施設等の入所者やその家族、施設の職員等に対し、サービスの周知啓発を行います。

【今後の見込み】

項 目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
地域移行支援	利用者数（人／月）	1	6	7	8
	利用者数のうち精神障害者（人／月）	0	2	2	3
地域定着支援	利用者数（人／月）	21	20	21	22
	利用者数のうち精神障害者（人／月）	6	6	7	7

(6) 補装具費の支給

補装具は、身体障害者の失われた身体機能を補完、代替することで、日常生活における移動等の確保や就学、就労における能率の向上を図り、また、障害児が将来、社会人として独立自活できるようにするための用具です。

長期間にわたり継続して使用されるもので、その支給に関しては、法に定めがあります。

障害の程度、種類に対応した補装具の購入、借受又は修理費用の一部を、法に基づいて適切に支給します。

【給付品目】

障 害 別	品 目
肢体不自由	義肢、装具、歩行器 歩行補助つえ（T字状、棒状つえを除く） 車いす、電動車いす 座位保持装置 <18歳未満> 座位保持いす、起立保持具 頭部保持具、排便補助具
聴覚	補聴器
視覚	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
肢体不自由かつ音声	重度障害者用意思伝達装置

【今後の見込み】

項 目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
18歳以上	交付	604	628	653	680
	修理	288	300	312	324
18歳未満	交付	84	87	91	94
	修理	49	51	53	55
合 計		1,025	1,066	1,109	1,153

2 障害児通所支援等の確保

(1) 障害児通所支援の確保 [障害児通所支援事業]

事業名	事業の概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児が、保育所等の安定した利用を促進するため、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等のため外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与などの発達支援を行います。

【現状と課題】

- 児童発達支援と放課後等デイサービス並びに保育所等訪問支援において、利用実績が伸びており、ニーズの高さがうかがえます。
- 放課後等デイサービス事業所は増加しているものの、重度障害児や医療的ケア児を受け入れることができる事業所が少ないことが課題です。
- 児童発達支援を受けるために必要となる専門医への受診は、障害福祉センター診療所における初診申し込みから受診までの平均待機期間が、令和4年度末時点で平均 8.3 か月となっていることから、療育等の支援を受けるまでの期間の長期化が課題として挙げられます。
- 障害児通所支援事業所等のサービスの質の向上を図るための取組みを進める必要があります。

【今後の方針】

- 障害児やその保護者が身近な地域で適切に事業所を選択できるよう、事業所に関する情報を提供します。
- 障害の特性や個々のニーズに応じた質の高いサービスの提供を支援していくために、事業所に対して必要な研修や指導、情報提供を行います。
- 重度障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の確保に努めるなど、利用者のニーズを的確に把握し、サービス提供基盤の強化を図ります。
- 障害福祉センター診療所の人員及び設備の充実・強化を図るとともに、県や協力医療機関、小児科医療機関等とも連携を行いながら発達障害児等の診療待機期間の解消を図るための取組みを進めます。

- 児童発達支援センターの機能強化や訪問による療育技術指導等を実施します。
- 障害者自立支援協議会こども部会や、児童発達支援センター及び基幹相談支援センターを活用して、研修会や事例検討会等を開催するなど、事業所の質の確保を図るための取組みを行います。

【今後の見込み】

項目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
児童発達支援	利用者数（人／月）	657	687	778	881
	日数（人日分）	4,401	4,121	4,667	5,285
放課後等デイサービス	利用者数（人／月）	1,564	1,885	2,083	2,302
	日数（人日分）	20,059	24,505	27,079	29,926
保育所等訪問支援	利用者数（人／月）	233	425	612	882
	日数（人日分）	510	850	1,224	1,764
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数（人／月）	0	1	1	1
	日数（人日分）	0	5	5	5

(2) 障害児相談支援の確保 [障害児相談支援事業]

事業名	事業の概要
障害児相談支援 ・ 障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助	サービス支給決定時の障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

【現状と課題】

- 平成27年4月から、原則として障害児通所支援を利用する障害児について、指定障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画が必要（利用者等が自ら作成するセルフプランでも可）となったことから、障害児相談支援事業所によるサービス等利用計画書の作成件数が伸びています。あわせて、障害児相談支援事業所も増加傾向にあります。
- 令和5年3月末時点における障害児計画相談支援対象者1,928人のうち、障害児支援利用計画作成者数は1,690人（87.7%）、セルフプラン作成者数は238人（12.3%）でした。
- 障害児相談支援を利用する場合、事業所の選定や計画作成のためのアセスメントなどで時間を要することから、少しでも早く療育を受けさせたい障害児の保護者においては、施設職員と相談しながらセルフプランを作成している場合もあるため、保護者のニーズに対応できる障害児相談支援体制の強化を図る必要があります。

○事業所において、人材の確保が困難であることが課題として挙げられます。

【今後の方針】

○必要な指定障害児相談支援事業所を確保し、各事業所間及び長崎市との連携強化を図りながら、障害児相談支援を効率的に実施できる体制を整備します。

○引き続き障害者自立支援協議会相談支援部会及びこども部会において、課題の整理や対応策について検討し、事業所間での情報共有を図ることで、提供するサービスの質の確保や事業所の確保に努めます。

○相談支援事業所に従事する人材の確保に向け、各事業所等の意見を伺いながら課題の整理や対応策について検討します。

【今後の見込み】

項 目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
障害児相談支援	利用者数（人／月）	520	617	690	772

3 地域生活支援事業等の確保

(1) 理解促進研修・啓発事業の実施[地域生活支援事業 必須]

事業の概要
障害者等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、主に市民を対象として、障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。

【現状と課題】

- 市民が障害者のアート作品に触れる機会をつくり、障害者に対する理解促進を図るため、「障害者アート作品展」を開催しています。
- 発達障害児・者の支援に携わる市内関係機関でネットワークを構築し、情報交換を行うとともに、発達障害に対する理解促進を図るため、「発達障害啓発講演会」を開催しています。
- 手話の理解と普及を促進するため、中学校における手話講話や小学生向けの手話交流会を実施しています。

【今後の方針】

- 障害がある人の社会参加の促進にも寄与する「障害者アート作品展」を、さらに発展させながら、継続して実施します。
- 発達障害児・者の支援に携わる市内の関係機関で構成する「発達障害ネットワーク会議」の活動を強化し、情報の取得と発信に努めるとともに、「発達障害啓発講演会」を実施します。
- 授産製品を販売する障害者の店「はあと屋」において、イベントでの授産製品の販売や企業等へ移動販売に出向くなど、授産製品の販売を通して市民が障害に対する関心・理解を高められる機会の拡大を図ります。
- 手話への理解と普及を促進し、手話でコミュニケーションが図りやすい環境を構築するため、関係団体等とも連携しながら長崎市手話言語条例（平成31年4月1日施行）に基づき、手話の普及・啓発に努めます。
- 精神疾患および精神障害者に対する理解を促進するために、市民及び市内関係機関向けの研修を実施します。

(2) 相談支援事業の実施[地域生活支援事業 必須]

事業名	事業の概要
障害者相談支援事業	障害者等の福祉に関する広範囲な問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
住宅入居等支援事業 (居住サポート)	保証人がいない等の理由で公営又は民間賃貸住宅への入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	指定相談支援事業所に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等を含む相談等の業務を総合的に行う基幹相談支援センターへ専門的職員を配置し、相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言等を行うことにより、相談支援機能の強化を図ります。

【現状と課題】

障害者相談支援事業

- 障害者等が身近な地域で、いつでも困りごとを相談し、必要に応じて障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、市内4か所の委託事業所及び障害福祉センター（以下「委託事業所等」という。）において、障害者相談支援事業を実施しています。
- 障害者相談支援については、障害者等の福祉に関する広範囲な問題について対応しており、相談件数は年々増え、引き続き利用ニーズが見込まれます。また、多様化、複雑化する相談内容に対応するため、支援者のスキル向上等が求められています。
- 市内5か所の委託事業所等の相談件数が年々増加していることなどから、現在の委託事業所等だけでは、対応が困難になっています。

住宅入居等支援事業

- 市内の障害者相談支援事業所2箇所で行っており、令和4年度末における相談件数は652件、入居契約者数は6人となっています。
- 家主や不動産業者との調整が難航するケースが多く、一般住宅に入居できないケースもあり、入居を希望する障害者等のニーズに十分応えられていません。
- 施設に入所している障害者やその家族、施設職員等の関係機関において、地域生活移行に関する理解が十分に深まっているとは言えません。

基幹相談支援センター等機能強化事業

○令和4年度に基幹相談支援センターを設置しましたが、他の事業所等への助言や人材育成等の専門的な業務を担う人員の確保が難しく、相談支援体制の強化を図るための十分な体制がとれていません。

【今後の方針】

障害者相談支援事業

- 市内5か所に設置している委託事業所等が中心となって活動している障害者自立支援協議会相談支援部会を中心として、引き続き相談支援事業所間のネットワークを強化するとともに、委託事業所等の体制強化を図ります。
- 市内5か所の委託事業所等の相談件数が年々増加していることなどから、委託事業所等の現状や課題等を把握し、事業所数や体制の見直しを進めます。
- 委託事業所等の適正な配置と運営、ピアカウンセリングを含む支援内容の充実を図ります。

住宅入居等支援事業

- 事業を継続して実施し、障害に対する理解促進を図りながら、障害者等のニーズに対応できるよう努めます。
- 障害者自立支援協議会地域生活支援部会を中心として、障害者等の地域生活への移行に携わる市内の関係機関と連携し、効果的な支援を図ります。

基幹相談支援センター等機能強化事業

○基幹相談支援センターの今後の運用方針について検討し、専門的な業務を行う人員の確保を図るとともに、他の事業所等への指導・助言や相談員の質を高める研修等を実施するなど、関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の強化を図るための取組みを進めます。

【今後の見込み】

項目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
障害者相談支援事業 (委託事業所等)	事業所数 (箇所)	5	5	6	6
	利用者数 (人/年)	54,905	60,893	64,120	67,518
住宅入居等支援事業	事業所数 (箇所)	2	2	2	2
	利用者数 (人/年)	652	700	700	700
基幹相談支援センター 等機能強化事業	設置数 (箇所)	1	1	1	1

(3) 成年後見制度利用支援事業等の実施

① 成年後見制度利用支援事業・法人後見支援事業[地域生活支援事業 必須]

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障害者を保護し支援するため、身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者で、必要な経費の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な場合に、経費の一部を助成することなどにより障害者の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
成年後見制度普及啓発事業(※地域生活支援促進事業)	成年後見制度の利用促進を図るため、研修会等の開催やパンフレット・ポスター等の作成など成年後見制度普及啓発に資する事業を実施します。

【現状と課題】

- 後見人等の選任を求めるために市長が家庭裁判所に対し行った申立てや家庭裁判所が決定した後見人等への報酬額の助成の実績が少なく、さらなる周知を図る必要があります。
- 成年後見等の業務を適正に実施できる法人を確保できていない状況です。
- 現在、障害福祉課や相談支援事業所等で相談を受けていますが、成年後見制度の専門相談窓口を設置していないことで、市民に相談先が浸透しておらず、適時相談につながっていません。
- 成年後見制度に関する相談対応には知識と経験が求められるため、研修や事例検討等によりスキルアップを図っています。
- 制度を利用している本人や家族、後見人等が抱える制度上の各種問題に、専門的に対応する機関がありません。

【今後の方針】

- 相談窓口の明確化と専門的な相談支援、後見人等の担い手育成や活動支援を一体的に行う機関を設置します。
- 障害者相談支援事業所など障害者の権利擁護に取り組む他の機関と連携を図り、制度の周知と活用に努めます。
- 長崎家庭裁判所やその他の関係機関との連絡協議を行いながら、成年後見制度の利用状況や課題などの情報収集に努め、適切な支援につなげます。
- 市長申立以外で専門職後見人を助成対象として拡大し、成年後見制度の普及を図ります。
- 支援の受け皿となる法人後見実施団体となることへの課題を整理し、法人後見実

施団体等の確保に努めます。

【今後の見込み】

項 目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人/年)	0	24	24	24
成年後見制度法 人後見支援事業	実施の有無	—	検討		

② 成年後見制度利用基本計画 [中核機関の整備]

事業の概要
<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、知的障害者又は精神障害者が、成年後見制度を安心して利用できるよう、市町村計画として成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を策定します。</p> <p>長崎市では、次の項目について計画の推進に取り組めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域連携ネットワークづくり 2. 制度の利用促進に向けた取組み 3. 専門的な相談支援、後見人等の担い手育成や活動支援を一体的に行う中核機関の設置に向けた取組み

(4) 日常生活用具給付等事業の実施[地域生活支援事業 必須]

事業の概要
在宅の障害者等に対し、介護・訓練支援等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、障害者等の福祉の増進を図ります。

【現状と課題】

- 給付実績は、年度によって多少の増減がありますが、排泄管理支援用具が給付の大部分を占めています。
- 多様な給付品目がある中で、給付対象の拡大や基準額の見直しなどの要望もあります。

【今後の方針】

- 利用者のニーズと財政影響等を考慮し、必要な見直しを行いながら、事業の適切な実施に努めます。

【今後の見込み】

項 目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
介護・訓練支援用具	給付件数 (件/年)	30	31	32	33
自立生活支援用具		67	69	71	73
在宅療養等支援用具		73	75	77	80
情報・意思疎通支援用具		117	121	124	128
排泄管理支援用具		11,671	12,021	12,382	12,753
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		13	13	14	14
合 計		11,971	12,330	12,700	13,081

(5) 意思疎通支援事業等の実施[地域生活支援事業 必須]

事業名	事業の概要
意思疎通支援事業 ・手話通訳者配置	手話を必要とする聴覚障害者や中途失聴者が相談等を行う際の意思伝達に係る仲介機能として、手話通訳者を配置しています。
手話通訳者養成研修事業	聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する人に、手話等の指導を行い、意思疎通を支援する手話通訳者として養成します。
要約筆記者養成研修事業	聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する人に、要約筆記等の指導を行い、意思疎通を支援する要約筆記者として養成します。
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者の福祉に理解と熱意を有する人に、コミュニケーションの支援や外出時の移動等を介助する通訳・介助員として養成します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害者や中途失聴者が、公的機関や医療機関、福祉サービス提供事業所等で円滑なコミュニケーションが図られるよう手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者の外出機会の増加を図るとともに、盲ろう者が、公的機関や医療機関、福祉サービス提供事業所等で円滑なコミュニケーションが図られるよう通訳・介助員を派遣します。

【現状と課題】

意思疎通支援事業・手話通訳者配置

- 市役所及び障害福祉センターに手話通訳者を常駐させ、通訳サービスを実施しています。
- 医療機関の予約や各種手続きなど様々な相談に応じるとともに、解決に向け手続きの補助などの支援を行っています。

手話通訳者養成研修事業

- 研修の受講者数は横ばいで推移していますが、修了者数は減少傾向が続いています。平日の日中における派遣が多いことから、仕事を持つ通訳者も多く、活動の機会が限られることが課題として挙げられます。

要約筆記者養成研修事業

- 研修の受講者数は横ばいで推移しています。
- 障害者への配慮についての意識が高まり、講演会やイベントなどあらゆる場面で要約筆記者の配置が求められていることから、研修修了者を意思疎通支援事業(要

約筆記者派遣事業)への参画につなげています。

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

○長崎県の事業であり、県と市で連携しながら、盲ろう者の通訳・介助員は、高度な知識と技術を要することから、手話通訳者や要約筆記者など聴覚や視覚障害者への対応について既に知識を有している方への参加についても積極的に情報を提供するとともに、盲ろう者の通訳・介助員をさらに養成していく必要があります。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

○聴覚障害等により、意思疎通に支障のある人が、公的機関や医療機関に赴くときなどで適当な付添人が得られない場合や市が実施する大会、イベントなどへ手話通訳者又は要約筆記者を派遣しています。

○市役所及び障害福祉センターに手話通訳者を常駐させ、通訳サービスを実施しています。

○利用者の高齢化や社会参加の機会の拡大等により、支援を必要とする方が増加することが予想されます。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

○平成29年度から盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣事業を実施し、意思疎通支援の充実を図っています。

【今後の方針】

意思疎通支援事業・手話通訳者配置

○引き続き、市役所及び障害福祉センターに手話通訳者を常駐させるほか、地域センターなどの出先機関においては、タブレット端末などオンライン機器を活用し、通訳サービスを実施します。

手話通訳者養成研修事業

○研修受講者の増加を図るため、事業の周知に努めます。

○委託事業者と協力し、研修内容の充実を図るとともに、派遣につながるよう委託事業者や受講者とのネットワークの構築を図ります。

○手話通訳が可能なレベルの技術と知識を習得してもらうため、基本課程及び応用実践課程までの受講を促します。

要約筆記者養成研修事業

○研修受講者の増加を図るため、事業の周知に努めます。

○委託事業者と協力し、研修内容の充実と研修修了者の増加に努めます。

○手書き又はパソコンを活用してコミュニケーション支援を行うことが可能なレベルの技術と知識を習得してもらうため、応用課程までの受講を促します。

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

○研修受講者の増加を図るため、事業の周知に努めます。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

○増大するニーズに対応できるよう、手話通訳者、要約筆記者の養成に取り組み、意思疎通の仲介に必要な技術と知識を習得した支援者(登録者)の増加を図ります。

○障害福祉センターで手話通訳設置事業を引き続き実施し、常勤の手話通訳者を配置します。

○長崎市手話言語条例（平成31年4月1日施行）の普及・啓発に努めます。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

○ニーズに対応できるよう、盲ろう者向け通訳・介助員の養成に取り組み、意思疎通の仲介に必要な技術と知識を習得した支援者(登録者)の増加を図ります。

【今後の見込み】

項 目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
手話通訳者配置	配置人数 (人/年)	4	4	4	4
手話通訳者養成研修	受講人数 (人/年)	89	91	93	95
要約筆記者養成研修		6	8	10	11
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修		6	7	8	9
手話通訳者派遣	派遣件数 (人/年)	1,689	1,740	1,792	1,846
要約筆記者派遣		77	81	85	89
盲ろう者向け通訳派遣		90	93	96	99
盲ろう者向け介助員派遣		228	235	242	249

(6) 移動支援事業の実施[地域生活支援事業 必須]

事業の概要
屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。

【現状と課題】

- 利用実績は、増加傾向であり、生活環境の多様化に伴い今後も同様の需要が見込まれます。
- 利用の条件や範囲を拡大してほしいとの要望が多く、本支援の充実が求められています。

【今後の方針】

- 利用の条件や範囲について他都市の状況や利用ニーズを調査し、支援の充実について検討します。

【今後の見込み】

項 目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
移動支援事業	利用者数 (人/月)	311	322	322	322
	時間数 (時間/月)	4,571	4,606	4,606	4,606

(7) 地域活動支援センター機能強化事業の実施[地域生活支援事業 必須]

事業名	事業の概要
地域活動支援センター	障害者等が通い、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のための便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活を支援します。機能強化事業として、次のⅠからⅢの類型があります。
センターⅠ型	相談支援事業とあわせて、医療・福祉等の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティア育成、啓発活動等を実施します。
センターⅡ型	地域において就労等が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
センターⅢ型	地域の障害者のための通所による援護事業として創作的活動、生産活動の機会を提供します。

【現状と課題】

- 気軽に利用できる日中活動の場であり、市町村の必須事業に位置付けられています。
- 機能訓練や浴室の提供を行うⅡ型事業は、一定の設備が必要であり、障害福祉センターで実施しています。
- Ⅲ型事業については、比較的小規模な事業所が多く、安定した運営が課題です。

【今後の方針】

- 各事業所の活動状況について周知を図り、支援内容を適切に評価しながら、事業所の健全な運営と機能強化を促進します。
- 委託事業として実施しているⅠ型及びⅡ型事業については、事業所と連携し、地域交流と利用促進を図るための取組みを積極的に推進します。
- Ⅲ型事業所については、基本的に、給付費による自立した運営が見込まれる就労継続支援事業所など障害福祉サービス事業所への移行を奨励しますが、利用者の特性に配慮し、多様な日中活動の場を確保するためには、地域活動支援センターとしての機能も欠かせないため、特色あるⅢ型事業所の運営を支援します。
- 長崎市が定める「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、市内のⅢ型事業所が供給する物品等の調達を積極的に推進します。

【今後の見込み】

項 目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
センターⅠ型	事業所数（箇所）	2	2	2	2
	利用者数（人／日）	36	40	40	40
センターⅡ型	事業所数（箇所）	1	1	1	1
	利用者数（人／日）	30	30	30	30
センターⅢ型	事業所数（箇所）	3	2	2	2
	利用者数（人／日）	39	35	35	35

(8) 障害児支援の実施

①障害児等療育支援事業の実施[地域生活支援事業 任意]

事業名	事業の概要
障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、家族等への訪問による療育相談・指導、外来による専門的な療育相談・指導、障害児の通う施設の職員等に対する療育技術指導等を行います。

【現状と課題】

- 障害福祉センターが地域で行う療育相談や指導は、在宅で生活する障害児やその家族等にとって、必要な支援となっています。
- 障害児の療育に携わる施設（保育所、幼稚園、学校、医療機関等）の職員等に対する専門的な技術指導のニーズが高まっています。

【今後の方針】

- 利用者等のニーズに対応し、質の高い支援を行うことができるよう必要な体制を整備します。また、市内の相談機関や療育機関と連携し、地域支援の充実に努めます。

【今後の見込み】

項 目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
障害児等療育支援事業	事業所数（箇所）	1	1	1	1
	利用者数（人／年）	3,882	4,000	4,000	4,000

②地域障害児支援体制強化事業等

事業名	事業の概要
地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センター機能強化事業）	児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図ります。
地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）	市内の保育所、幼稚園、認定こども園を訪問し、気になる児童の観察や施設職員又は保護者を対象とした相談支援を行い、発達障害児の早期発見、早期療育につなげるとともに、障害児の生活を地域で支える環境を整備するため、巡回相談を実施します。
医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受け入れが促進されるよう、体制整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ります。

【現状と課題】

児童発達支援センター機能強化事業

- 令和4年6月に、児童発達支援センターの役割・機能の強化などを内容とする児童福祉法の改正が行われたことに伴い、令和6年4月から児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが法律上明確化されます。
- 令和5年4月1日時点において、児童発達支援センターは市内に4か所あり、専門職員を配置しています。
- 発達障害児等の相談件数は年々増加しており、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者数は今後も増加することが見込まれます。
- 障害児通所支援事業所数も年々増加しておりますが、サービスの質の確保が求められています。
- 障害福祉センターにおける発達障害児等の診療について、待機期間が年々長くなっています。

巡回相談事業

- 障害福祉センター診療所に職員を配置し、巡回相談を実施しています。
- 発達が気になる児童の行動について事前調査をすることにより、児童の状況をより細かく分析し、発達障害児の早期発見・早期支援につなげています。

医療的ケア児等総合支援事業

- 医療的ケア児の多くは、医療的ケアと常時の見守りを必要としており、保護者の介護負担が大きいいため、介護負担軽減を図るための取組みが必要です。

【今後の方針】

児童発達支援センター機能強化事業

- 児童発達支援センターにおいて、障害児通所支援事業所や保育所等への助言・指導、また、幅広い高度な専門性に基づく発達支援や家族支援などを行うことにより、障害児支援の中核的役割を担う機関として機能拡充を図ります。
- 診療待機の間、子どもやそのご家族へのフォローアップなどを実施します。

巡回相談事業

- 巡回相談については、市内全ての保育所、幼稚園、認定こども園を訪問し、施設職員や保護者等からの発達に関する相談に対して助言等を行います。
- 発達が気になる児童の観察や施設職員等との話し合いに十分な時間を確保するとともに、相談体制や方法の見直しを適宜行い、充実した支援を実施します。

医療的ケア児等総合支援事業

- 医療的ケア児に対し、指定訪問看護ステーションの看護師が、保護者の代わりに医療的ケアを含む見守りを行い、保護者の休息時間の確保や介護負担の軽減などを行います。

③その他、障害児への支援の実施

障害児への支援については「第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づく基本施策及び個別施策と緊密な連携を図り、次の取組みを推進します。

項 目	内 容
教育・保育施設での受け入れ促進	<p>保育所・認定こども園において、精神・身体に障害又は発達遅滞のある乳幼児を受け入れ、健常児と共に保育を行い、心身の発達を促します。また、障害のある乳幼児等を受け入れている保育所等に対する助成を行い、受け入れ施設の拡充を図ります。</p> <p>また、保育を必要とする医療的ケア児について、保育所・認定こども園における専任看護師の雇用に対する助成を行うなど、受け入れ支援の充実を図ります。</p>
放課後児童クラブでの受け入れ促進	<p>障害児を受け入れている放課後児童クラブに対し、助成を行い、障害児の受け入れを促進します。</p>
発達支援のための健康診査、相談の実施	<p>全ての乳幼児に、乳幼児健康診査を実施し、精神・運動発達の遅れや疾病、障害を早期に発見するとともに、保護者、医療機関、保育所、幼稚園等から精神・運動発達面の相談を受けた乳幼児に対する発達健康診査を行い、適切な助言・指導を行います。</p> <p>また、精神・運動発達上の支援が必要な幼児とその保護者を対象に、集団遊びや発達相談を内容とする教室を開催します。</p>

項目	内容
障害福祉センター等における発達支援の充実	<p>障害福祉センター診療所において、心身に障害がある又はその疑いがある児童に対し、診察・治療・発達評価・障害評価を専門的に行い、医師又はセラピストによる療育とリハビリテーションを適切に実施するとともに、主に障害がある小中学生を対象としたグループ訓練や家族支援のためのペアレント・トレーニングを実施するなど、療育の充実を図ります。</p> <p>また、地域で診察や療育に携わる医療機関等と連携し障害児の受入体制の充実を図ることで、発達に障害のある児童に対する継続的な療育体制を確保します。</p>
障害児通学支援費支給事業	<p>特別支援学校小学部又は中学部等に通学する児童・生徒のうち、付添人の体調不良等の理由により送迎ができず、福祉タクシー等を利用して通学した際の利用料金を助成します。</p>

(9) 日常生活支援事業の実施〔地域生活支援事業 任意〕

事業名	事業の概要
訪問入浴サービス事業	<p>歩行困難、移動不可能な在宅の身体障害者で入浴が困難な方に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。</p>
日中一時支援事業	<p>日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。</p>
日帰り短期入所型	<p>障害者支援施設等において日中預かりを行います。</p>
タイムケア型	<p>小・中・高生の障害児に対し、放課後や休日、夏休み等の長期休暇期間中に日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。</p>

【現状と課題】

訪問入浴サービス事業

- 利用実績は減少傾向ではあるものの、歩行、移動が困難な在宅の重度身体障害者にとって欠かせないサービスとなっています。
- サービス提供可能な事業所が減少しています。

日中一時支援事業

○日帰り短期入所型は、指定事業所が少ないため増やして欲しいとの声があります。

【今後の方針】

訪問入浴サービス事業

○重度身体障害者の入浴を確保する手段として、引き続き事業の定着と支援の充実、また、事業所の確保を図ります。

日中一時支援事業

○利用実績は減少傾向にありますが、利用者やその家族等のニーズに対応し、余暇活動の充実を図るため、日中活動系サービスを補完する事業として継続して実施します。

○日帰り短期入所型提供事業所を確保するとともに、現在の体制の維持に努めます。

【今後の見込み】

項目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
訪問入浴サービス事業	利用回数 (回/年)	981	937	937	937
日中一時支援事業 (日帰り短期入所型・タイムケア型の合計)	利用日数 (日/月)	32	40	40	40

(10) 社会参加支援事業の実施[地域生活支援事業 任意]

事業名	事業の概要
レクリエーション活動等支援事業・芸術文化活動振興事業	障害がある人の体力増強や交流、余暇活動の充実を図るため、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。また、文化芸術活動の機会を提供し、社会参加の促進を図ります。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な方のために、点訳、音声訳、その他障害者にわかりやすい方法により、市の事業や生活情報、その他障害者が地域生活をするうえで必要度の高い情報等を障害者に提供しています。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害者が就労又は就学が見込まれるなど社会活動上の必要性から自動車運転免許を取得する場合、また、重度の身体障害者が就労等に伴い、自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。
その他社会参加支援	障害者等の活動と社会参加を促進するため、障害者団体が行う研修活動や、障害児やその保護者が参加する訓練等の取組みを支援します。

事業名	事業の概要
障害支援区分認定等事務	障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図ります。

【現状と課題】

- 障害福祉センターで行う身体障害者福祉センターA型事業等において、スポーツ・レクリエーション、文化芸術に関する講座や行事を開催し、地域との交流活動にも取り組んでいます。
- 障害者の社会参加や仲間づくりの場として、手工芸、料理、パソコン操作、プールなど多様な講座を実施していますが、参加の促進とともに活動の機会を増やす必要があります。
- 市民が障害者のアート作品に触れる機会をつくり、障害者に対する理解促進を図るため、「障害者アート作品展」を開催しています。
- 声の広報ながさき（広報ながさきなどが録音されたCD）の配付や生活に必要な情報の点字化に取り組んでいます。
- ホームページでは、行政の情報のほか多くの情報が発信されており、情報を入手する手段として重要な役割を果たしていることから、音声読み上げソフトや点字ディスプレイの普及を図り、インターネットを介した情報の取得を支援しています。
- 自動車学校等の教習料の3分の2に相当する額、また、自動車の走行装置及び駆動装置等の改造に要する費用について、10万円を限度に助成しています。
- 研修に要するバス借上げ料、ガソリン代、高速道路料金、施設の入場料及び使用料等を対象として、経費の一部を助成しています。
- 市の公共施設での障害者割引や減免の際には、障害者手帳のほかに、障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示でも手続きできるようにしています。

【今後の方針】

- スポーツ・レクリエーション、文化芸術に関する講座や行事について、参加者のニーズを的確に把握し、より充実した活動の推進及び活躍の場の確保に努めます。
- 障害がある人の社会参加の促進にも寄与する「障害者アート作品展」を、さらに発展させながら、継続して実施します。
- 声の広報ながさき（CD）の配付や情報の点字化に引き続き取り組むとともに、特に、日常生活用具給付事業を活用することで、音声読み上げソフトや点字ディスプレイの普及を図り、インターネットを介した情報の取得を支援します。
- 情報の発信にあたり、自動音声認識ソフト・アプリなどのICTを活用し、障害者が情報を正確に取得できるよう支援します。
- 自動車運転免許取得・改造助成事業の周知を図り、助成を必要とする人が円滑に

事業を利用できるよう努めます。

- 障害者等が充実した余暇を過ごし、新たな経験を積むことができる研修や、地域生活に必要な能力を身に付ける訓練を適切に実施できるよう引き続き支援します。
- 令和7年度に長崎県で開催される第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭に向け、文化芸術活動やレクリエーションに障害者が参加しやすい環境を整えていくとともに、障害者が文化芸術に接する機会の充実を図っていきます。

【今後の見込み】

項目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
点字・声の広報等発行	利用件数 (件/年)	1,919	2,000	2,000	2,000
自動車運転免許取得	利用者数 (人/年)	3	4	4	4
自動車改造費助成		5	5	6	7

(11) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【地域生活支援促進事業】

事業名	事業の概要
精神障害者ピアサポーター人材活用事業 ※地域生活支援促進事業	精神障害者ピアサポーター養成講座を受講し、ピアサポーターとして養成された方が、地域社会で活躍できる場の体制整備を図り、精神障害者の社会参加促進及び雇用促進につなげる取組みを進めます。

【現状と課題】

- ピアサポーターは、経験者としての視点で助言等を行う重要な役割を果たしていますが、ピアサポーターとして活躍できる場が少ない状況です。
- 精神障害者等の社会参加促進及びピアサポーターが活躍する場の創出・拡大を図る必要があります。

【今後の方針】

- ピアサポーターが活躍できるための体制整備などの取組みを通じて、精神障害者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしができるよう努めます。
- 養成講座修了者を福祉事業所等への雇用につなげるための周知啓発活動を行うなど、活動の場の確保に努めます。

【今後の見込み】

項目		令和4年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
精神障害者ピアサポーター人材活用事業	利用者数 (人/年)	—	234	234	234

(12) 長崎市独自事業の実施

障害福祉サービス及び地域生活支援事業以外の事業についても、地域の特性を踏まえ多様化する障害者ニーズや社会状況の変化に的確に対応するため、障害者が暮らしやすいまちづくりを目指して適宜実施します。

事業名	事業の概要
授産製品販売促進事業	障害者の店「はあと屋」の運営を通じ、福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と生活向上を図ります。また、「はあと屋」を共同受注窓口として活用することにより、障害者支援施設等からの物品等の優先調達を促進し、授産製品の売り上げ拡大、授産工賃等のアップを目指します。
障害者就労支援相談所運営事業	障害福祉センター内に障害者就労支援相談所を設け、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら、就労中又は就労を希望する障害者や障害者の雇用を希望している事業所等に対し、就労相談支援、雇用準備支援、又は必要な情報の提供等を行います。
配食サービス事業	身体障害者で、障害及び疾病等の理由により、調理が困難な人等に食事を配達し、あわせて安否確認を行います。
ふれあい訪問収集事業	本人の心身の状態や居住環境により、常時ごみ出しが困難な身体障害者等の自宅へ訪問して、ごみを戸別収集し、あわせて安否確認を行います。
福祉緊急連絡装置設置事業	市内に居住するひとり暮らしの重度身体障害者等に対し、急病、災害等の緊急時に消防局、協力員等が救助、その他の措置を取るための連絡装置を設置します。
NET119 緊急通報システム	聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等を用いた音声によらない119番通報ができるよう受信体制を維持します。
障害者相談員設置事業	相談員が福祉事務所、民生委員をはじめ関係機関と緊密な連携を保ちながら障害者の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、障害者に関する援護思想の普及に係る業務を行います。
重度障害者福祉タクシー利用助成事業	在宅の重度障害者が容易に外出できるようにするため、タクシー料金の一部を助成します。

事業名	事業の概要
交通費助成事業	<p>障害者の自立更生と社会参加を助長するため、タクシー等の利用券の交付やバス・電車で利用できるICカードにより、交通費の一部を助成します。</p>
移送支援サービス事業	<p>斜面地等に居住する障害者で、1人で歩行するのが困難な人に対し、斜面地等移送支援事業者を派遣し、福祉施設の利用や通院などの外出を支援します。</p>
障害者虐待防止センターの運営	<p>障害者の権利利益の擁護を図るため、障害者虐待に関する通報・相談窓口として、「長崎市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者の虐待に関する相談や通報を受け付けます。</p> <p>また、事業所や市民向けの講演会や研修会など、あらゆる機会を捉えて同センターの周知を図り、適切な周知・啓発・指導を行うことで、虐待の未然防止及び早期発見に努めます。</p>

資料編

1 障害者の状況

長崎市の障害者数は、身体障害、知的障害、精神障害を合わせて、令和5年3月末現在で30,953人です。

障害者別の内訳で見ると、身体障害者手帳所持者21,031人(68.0%)、療育手帳所持者(知的障害者)4,462人(14.4%)、精神障害者保健福祉手帳所持者5,460人(17.6%)となっています。

■障害者数の推移（年度末現在）

（単位：人）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
身体障害者手帳所持者数	22,306	22,854	21,979	21,626	21,031
療育手帳所持者数	4,280	4,375	4,374	4,405	4,462
精神障害者保健福祉手帳所持者数	4,483	4,679	4,901	5,222	5,460
計	31,069	31,908	31,254	31,253	30,953

(1) 身体障害者数の推移

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある方に対して都道府県知事（指定都市、中核市の市長）から交付されます。

長崎市の身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は減少傾向にあり、平成30年度末の22,306人から令和4年度末には21,031人と、増減はあるものの5年間で1,275人（5.7%）減少しています。

等級別の割合で見ると、4級及び6級が増加しており、令和4年度末時点で、重度（1、2級）が8,689人、中度（3、4級）が9,189人、軽度（5、6級）が3,153人となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年度末現在）

（単位：人）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
手帳所持者数	22,306	22,854	21,979	21,626	21,031
対前年度増減率	▲1.7%	2.5%	▲3.8%	▲1.6%	▲2.8%

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

（単位：人）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1 級	6,357 (28.5%)	6,559 (28.7%)	6,203 (28.2%)	6,065 (28.0%)	5,839 (27.8%)
2 級	3,033 (13.6%)	3,093 (13.6%)	2,973 (13.5%)	2,959 (13.7%)	2,850 (13.5%)
3 級	4,236 (19.0%)	4,319 (18.9%)	4,152 (18.9%)	4,073 (18.8%)	3,947 (18.8%)
4 級	5,331 (23.9%)	5,514 (24.1%)	5,383 (24.5%)	5,325 (24.6%)	5,242 (24.9%)
5 級	1,358 (6.1%)	1,354 (5.9%)	1,289 (5.9%)	1,243 (5.8%)	1,210 (5.8%)
6 級	1,991 (8.9%)	2,015 (8.8%)	1,979 (9.0%)	1,961 (9.1%)	1,943 (9.2%)
計	22,306 (100%)	22,854 (100%)	21,979 (100%)	21,626 (100%)	21,031 (100%)

■令和4年度末／身体障害者手帳所持者数（障害の種類別等級別）

（単位：人）

障害の 種 類	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視 覚	592 (39.1%)	490 (32.4%)	89 (5.9%)	85 (5.6%)	167 (11.0%)	91 (6.0%)	1,514 (100%)
聴 覚 平衡機能	125 (4.5%)	392 (14.0%)	342 (12.3%)	852 (30.5%)	24 (0.9%)	1,055 (37.8%)	2,790 (100%)
音 声 言語機能	8 (3.2%)	12 (4.8%)	122 (48.8%)	108 (43.2%)			250 (100%)
肢 体	1,472 (16.1%)	1,847 (20.2%)	1,831 (20.1%)	2,159 (23.7%)	1,019 (11.2%)	797 (8.7%)	9,125 (100%)
内 部	3,642 (49.5%)	109 (1.5%)	1,563 (21.3%)	2,038 (27.7%)			7,352 (100%)
計	5,839	2,850	3,947	5,242	1,210	1,943	21,031

令和4年度末時点での障害の種類別等級の状況を見ると、「視覚障害」では重度（1、2級）の占める割合（71.5%）が高く、「聴覚障害・平衡機能障害」では6級（37.8%）、「音声・言語機能障害」では中度（3、4級）（92.0%）、「肢体不自由」では、重度・中度の占める割合（80.1%）が、「内部障害」では1級の割合（49.5%）が高くなっています。

■障害別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

年度	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
	障害別							
令和4年度	視覚	592	490	89	85	167	91	1,514
	聴覚・平衡感覚	125	392	342	852	24	1,055	2,790
	音声・言語機能	8	12	122	108			250
	肢体	1,472	1,847	1,831	2,159	1,019	797	9,125
	内 部	3,642	109	1,563	2,038			7,352
計		5,839	2,850	3,947	5,242	1,210	1,943	21,031
令和3年度	視覚	615	500	92	87	167	97	1,558
	聴覚・平衡感覚	129	405	340	841	20	1,067	2,802
	音声・言語機能	10	14	123	109			256
	肢体	1,520	1,924	1,931	2,268	1,056	797	9,496
	内 部	3,791	116	1,587	2,020			7,514
計		6,065	2,959	4,073	5,325	1,243	1,961	21,626
令和2年度	視覚	626	488	93	96	172	107	1,582
	聴覚・平衡感覚	135	414	330	814	18	1,098	2,809
	音声・言語機能	8	16	122	111			257
	肢体	1,524	1,943	1,997	2,353	1,099	774	9,690
	内 部	3,910	112	1,610	2,009			7,641
計		6,203	2,973	4,152	5,383	1,289	1,979	21,979
令和元年度	視覚	646	505	106	101	186	122	1,666
	聴覚・平衡感覚	135	406	346	829	17	1,140	2,873
	音声・言語機能	8	17	132	110			267
	肢体	1,625	2,025	2,087	2,476	1,151	753	10,117
	内 部	4,145	140	1,648	1,998			7,931
計		6,559	3,093	4,319	5,514	1,354	2,015	22,854
平成30年度	視覚	623	490	110	93	188	128	1,632
	聴覚・平衡感覚	138	404	345	768	16	1,137	2,808
	音声・言語機能	10	16	123	107			256
	肢体	1,576	1,996	2,086	2,513	1,154	726	10,051
	内 部	4,010	127	1,572	1,850			7,559
計		6,357	3,033	4,236	5,331	1,358	1,991	22,306

(2) 知的障害者数の推移

療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的発達に障害があると判定された方に、居住地の市町村を通じて都道府県から交付されます。

長崎市の知的障害者（療育手帳所持者）数は増加傾向にあり、平成30年度末の4,280人から、令和4年度末には4,462人と、5年間で182人（4.3%）増加しています。

等級別にみると、令和4年度末時点でA（重度）は1,969人、B（中度、軽度）は2,493人となっています。

■療育手帳所持者数の推移（年度末現在）

（単位：人）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
手帳所持者数	4,280	4,375	4,374	4,405	4,462
対前年度増減率	2.6%	2.2%	0.0%	0.7%	1.3%

■療育手帳所持者数（等級別）の推移（年度末現在）

（単位：人）

等級	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
A	1,920 (44.9%)	1,969 (45.0%)	1,972 (45.1%)	1,974 (44.8%)	1,969 (44.1%)
B	2,360 (55.1%)	2,406 (55.0%)	2,402 (54.9%)	2,431 (55.2%)	2,493 (55.9%)
合計	4,280	4,375	4,374	4,405	4,462

(3) 精神障害者数の推移

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあると認定された方に都道府県知事から居住地の市町村を通じて交付されます。

長崎市の精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、増加傾向にあり、平成30年度末の4,483人から、令和4年度末には5,460人と、5年間で977人（21.8%）増加しています。

等級別にみると、令和4年度末時点で2級（中度）が最も多く2,974人、次いで3級（軽度）が2,141人、1級（重度）が345人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年度末現在）

（単位：人）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
手帳所持者数	4,483	4,679	4,901	5,222	5,460
対前年度増減率	5.5%	4.4%	4.7%	6.5%	4.6%

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移（年度末現在）

（単位：人）

等級	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1級	357 (8.0%)	325 (6.9%)	336 (6.9%)	353 (6.8%)	345 (6.3%)
2級	2,587 (57.7%)	2,660 (56.9%)	2,799 (57.1%)	2,893 (55.4%)	2,974 (54.5%)
3級	1,539 (34.3%)	1,694 (36.2%)	1,766 (36.0%)	1,976 (37.8%)	2,141 (39.2%)
合計	4,483	4,679	4,901	5,222	5,460

(4) 障害福祉サービス支給決定者の障害支援区分認定状況（年度末現在）

障害福祉サービス支給決定者の障害支援区分認定状況数は、増加傾向にあり、平成30年度末の2,614人から、令和4年度末には2,894人と、5年間で280人(10.7%)増加しています。

区分別にみると、令和4年度末時点で区分3が最も多く641人(22.1%)で、もっとも少ないのは区分1の50人(1.7%)となっております。

また、必要とされる支援の度合いが最も低い区分1の方は減少傾向にある一方で、最も高い区分6の方は増加しております。

(単位：人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
区分1	111 (4.2%)	105 (4.0%)	98 (3.8%)	78 (2.7%)	50 (1.7%)
区分2	580 (22.2%)	600 (22.8%)	586 (22.6%)	636 (22.0%)	635 (22.0%)
区分3	551 (21.1%)	559 (21.2%)	554 (21.4%)	634 (22.0%)	641 (22.1%)
区分4	438 (16.8%)	432 (16.4%)	434 (16.8%)	486 (16.8%)	494 (17.1%)
区分5	480 (18.3%)	461 (17.5%)	415 (16.0%)	476 (16.5%)	449 (15.5%)
区分6	454 (17.4%)	479 (18.1%)	502 (19.4%)	576 (20.0%)	625 (21.6%)
計	2,614 (100%)	2,636 (100%)	2,589 (100%)	2,886 (100%)	2,894 (100%)

2 アンケート調査結果による障害者の現状

本計画を策定するにあたり、長崎市における障害者の実態や、今後の障害者福祉施策に関する希望などを把握するため、障害がある方を対象にアンケート調査を実施しました。

以下、調査結果に基づく障害者の現状について、その概要をお示しします。

■調査設計

(単位：人)

	身体障害者（児）調査	知的障害者（児）調査	精神障害者調査
調査対象	身体障害者手帳所有者 (無作為抽出)	療育手帳所有者 (無作為抽出)	精神障害者 保健福祉手帳所有者 (無作為抽出)
調査方法	郵送配布・郵送回収		
発送数	1,500	250	250
有効回答数	781	166	133
有効回答率	52.1%	66.4%	53.2%
調査期間	令和5年8月2日（水）～9月4日（月）		

■基本的属性

【性別、年齢別】

(単位：人)

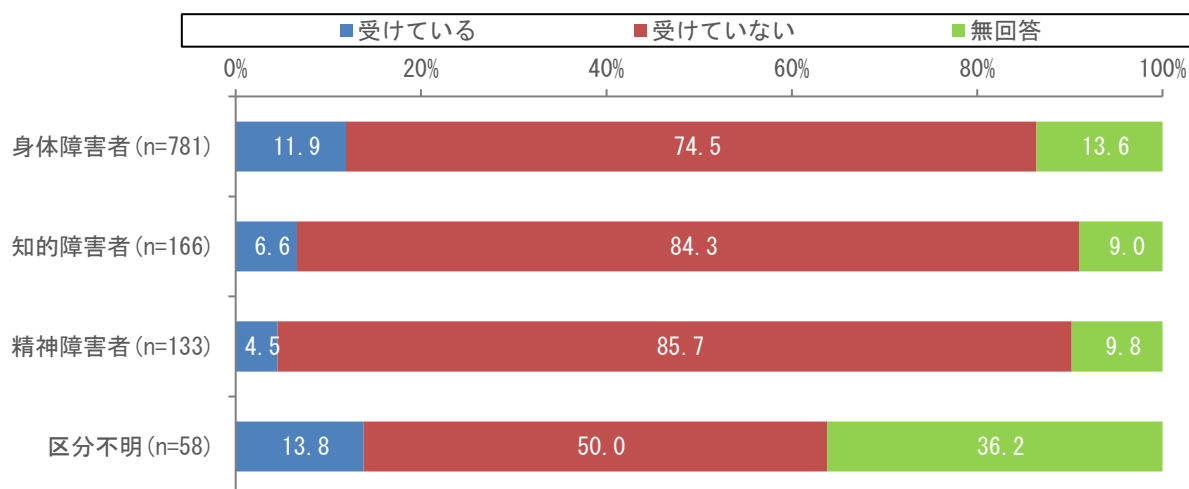
		調査数	17歳以下	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	無回答
身体障害者 (n=781)	男性	394	55	0	3	15	35	77	79	126	4
	女性	375	41	1	10	17	26	56	94	117	13
知的障害者 (n=166)	男性	92	39	1	17	12	12	4	2	4	1
	女性	71	24	1	9	13	11	2	3	6	2
精神障害者 (n=133)	男性	63	2	2	6	11	7	12	10	13	0
	女性	66	2	3	7	8	13	19	7	7	0
区分不明 (n=58)	男性	21	2	0	0	2	2	4	1	8	2
	女性	36	2	0	1	1	3	3	3	20	3

【地区別】

(単位：人)

	調査数	中央 地区	小ヶ倉 地区	小榑 地区	西浦上 地区	滑石 地区	福田 地区	茂木 地区	式見 地区	日見 地区	東長崎 地区	土井首 地区
身体障害者 (n=781)	781	209	30	8	111	69	19	15	12	12	61	24
知的障害者 (n=166)	166	30	5	1	23	18	6	5	3	5	20	4
精神障害者 (n=133)	133	44	2	0	16	9	3	3	1	3	6	5
区分不明 (n=58)	58	15	2	1	2	3	3	2	1	4	8	3
	深堀 地区	香焼 地区	伊王島 地区	高島 地区	野母崎 地区	三和 地区	三重 地区	外海 地区	琴海 地区	わから ない	回答 しない	無回答
身体障害者 (n=781)	15	7	1	1	8	21	35	6	34	43	13	27
知的障害者 (n=166)	4	1	0	0	1	10	9	3	5	6	2	5
精神障害者 (n=133)	1	3	0	0	0	2	4	2	3	18	4	4
区分不明 (n=58)	0	0	0	0	1	1	1	1	1	5	0	4

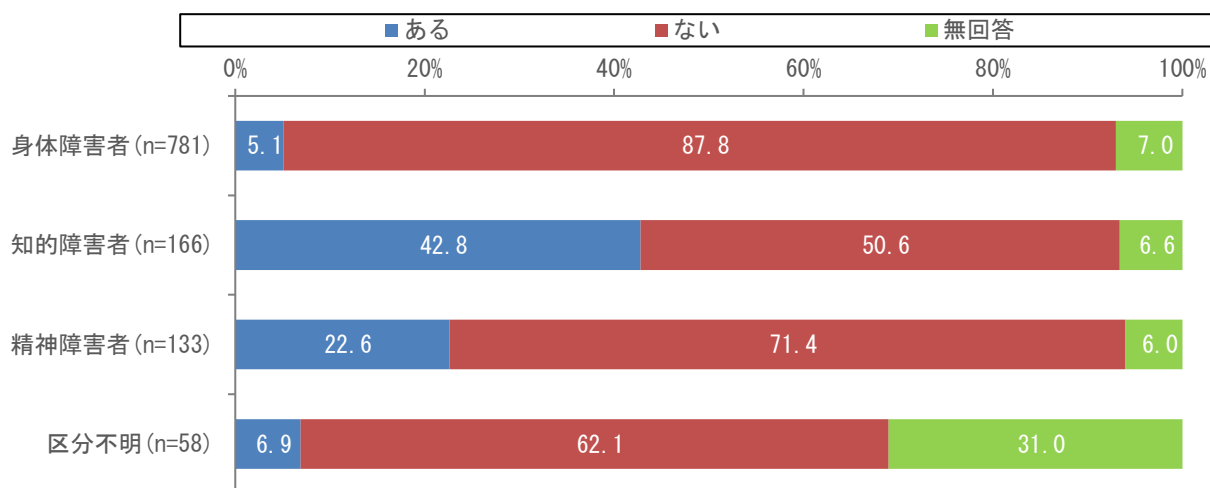
【難病（指定難病）の認定】



(単位：人)

	合計	受けている	受けていない	無回答
身体障害者	781	93	582	106
知的障害者	166	11	140	15
精神障害者	133	6	114	13
区分不明	58	8	29	21

【発達障害診断の有無】



(単位：人)

	合計	ある	ない	無回答
身体障害者	781	40	686	55
知的障害者	166	71	84	11
精神障害者	133	30	95	8
区分不明	58	4	36	18

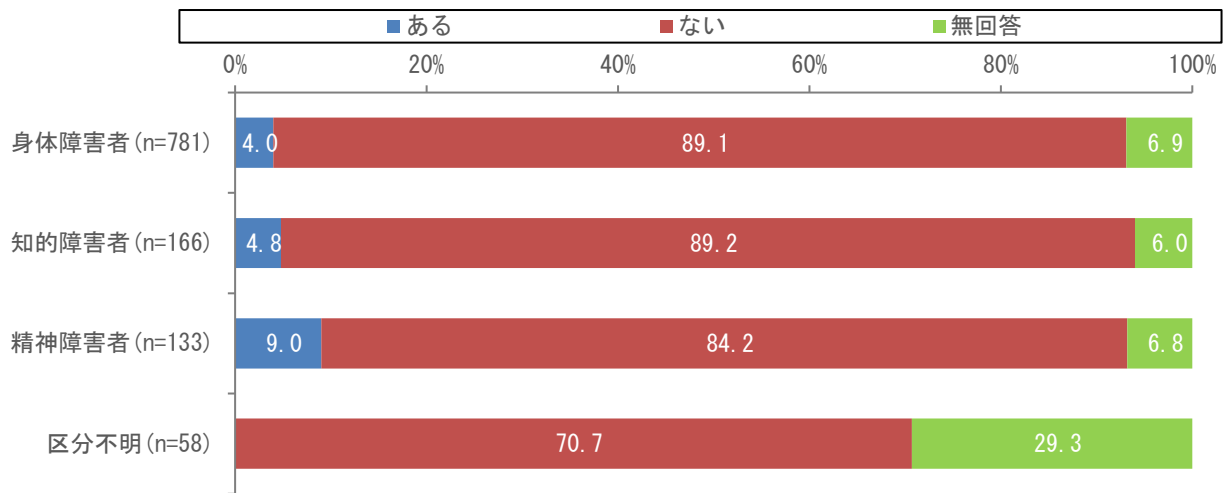
【強度行動障害の有無】



(単位：人)

	合計	ある	ない	無回答
身体障害者	781	15	708	58
知的障害者	166	21	136	9
精神障害者	133	9	115	9
区分不明	58	1	40	17

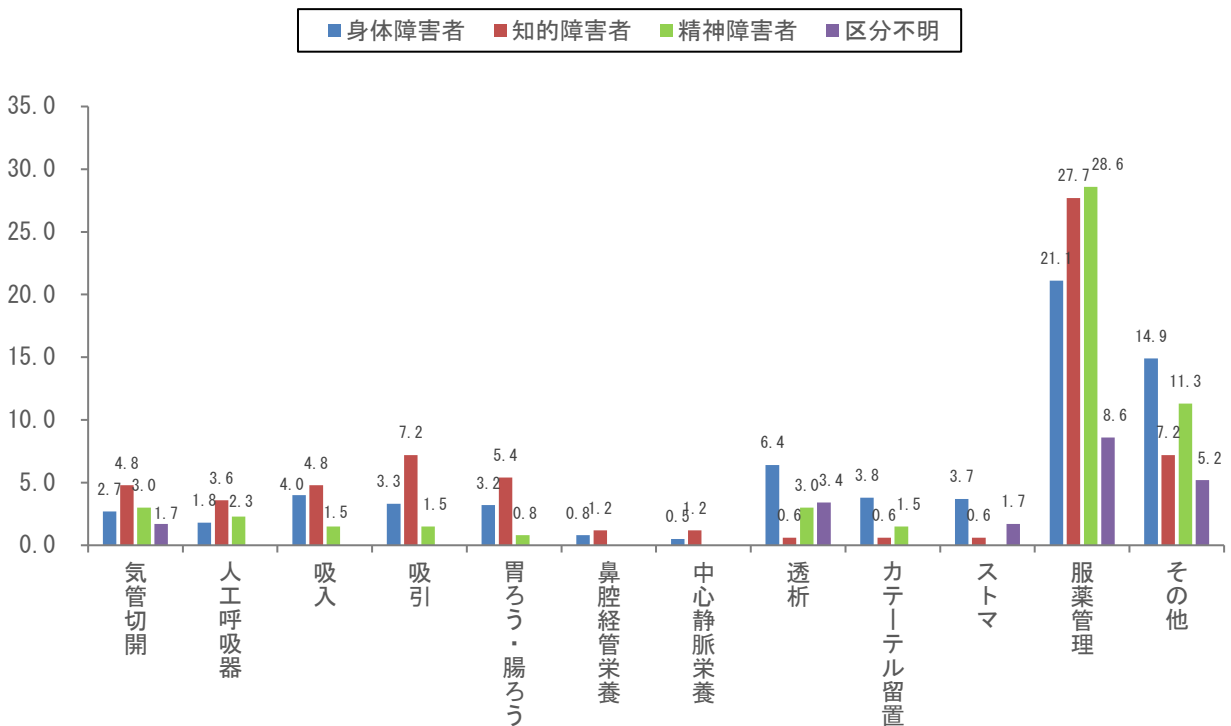
【高次脳機能障害診断の有無】



(単位：人)

	合計	ある	ない	無回答
身体障害者	781	31	696	54
知的障害者	166	8	148	10
精神障害者	133	12	112	9
区分不明	58	0	41	17

【現在受けている医療ケア】



(単位：人)

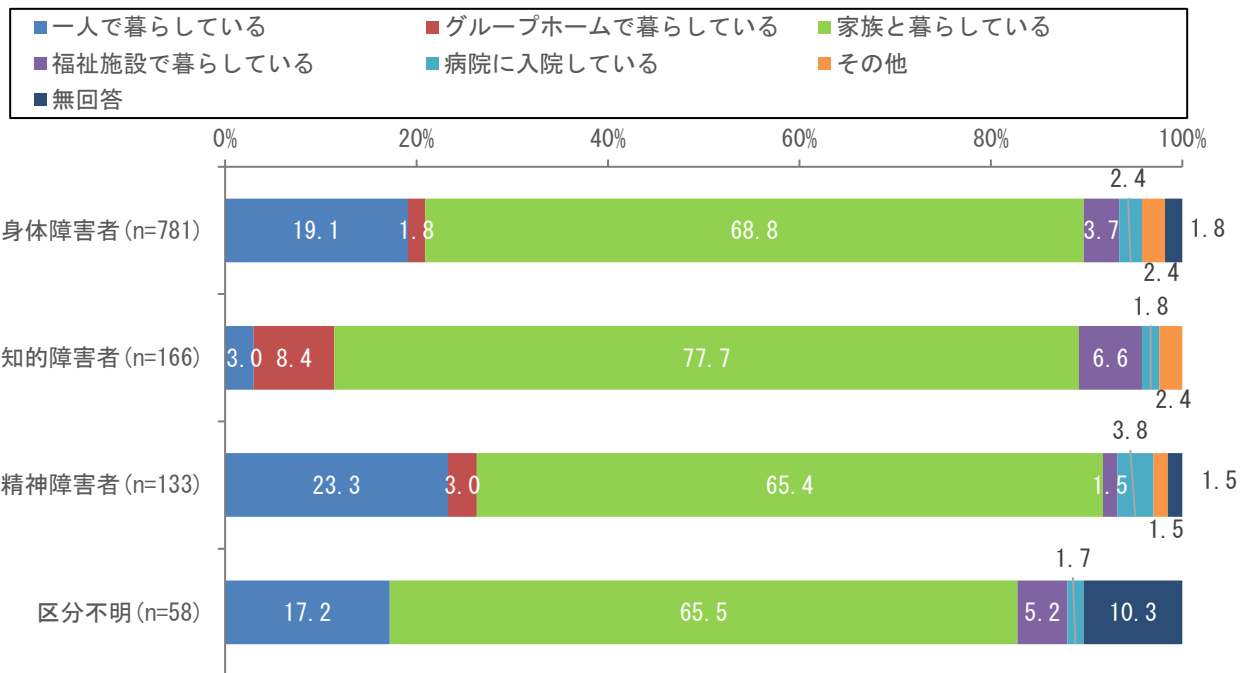
	合計	気管切開	人工呼吸器	吸入	吸引	胃ろう・腸ろう	鼻腔経管栄養	中心静脈栄養	透析	カテーテル留置	ストマ	服薬管理	その他	無回答
身体障害者	781	21	14	31	26	25	6	4	50	30	29	165	116	394
知的障害者	166	8	6	8	12	9	2	2	1	1	1	46	12	97
精神障害者	133	4	3	2	2	1	0	0	4	2	0	38	15	75
区分不明	58	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	5	3	47

〔上段：人/下段：％〕

	合計	気管切開	人工呼吸器	吸入	吸引	胃ろう・腸ろう	鼻腔経管栄養	中心静脈栄養	透析	カテーテル留置	ストマ	服薬管理	その他	無回答
全体	1032	23	16	32	28	25	6	4	53	30	30	218	133	572
	100.0	2.2	1.6	3.1	2.7	2.4	0.6	0.4	5.1	2.9	2.9	21.1	12.9	55.4
17歳以下	135	8	6	10	12	10	4	2	0	4	4	46	14	69
	100.0	5.9	4.4	7.4	8.9	7.4	3.0	1.5	0.0	3.0	3.0	34.1	10.4	51.1
18～19歳	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	85.7
20～29歳	48	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	9	5	33
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	18.8	10.4	68.8
30～39歳	68	1	1	2	1	1	0	0	1	0	0	13	12	42
	100.0	1.5	1.5	2.9	1.5	1.5	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	19.1	17.6	61.8
40～49歳	94	2	1	3	1	3	0	1	6	3	2	15	10	54
	100.0	2.1	1.1	3.2	1.1	3.2	0.0	1.1	6.4	3.2	2.1	16.0	10.6	57.4
50～59歳	169	7	4	5	5	3	0	0	13	7	5	41	12	91
	100.0	4.1	2.4	3.0	3.0	1.8	0.0	0.0	7.7	4.1	3.0	24.3	7.1	53.8
60～69歳	193	3	3	5	4	2	0	0	15	3	5	40	31	104
	100.0	1.6	1.6	2.6	2.1	1.0	0.0	0.0	7.8	1.6	2.6	20.7	16.1	53.9
70歳以上	285	2	1	7	5	5	2	1	17	12	13	47	44	153
	100.0	0.7	0.4	2.5	1.8	1.8	0.7	0.4	6.0	4.2	4.6	16.5	15.4	53.7
無回答	33	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	6	5	20
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	3.0	0.0	18.2	15.2	60.6

(1) 暮らしの現状・希望

ア 現在の暮らし【設問】：あなたは現在どのように暮らしていますか。

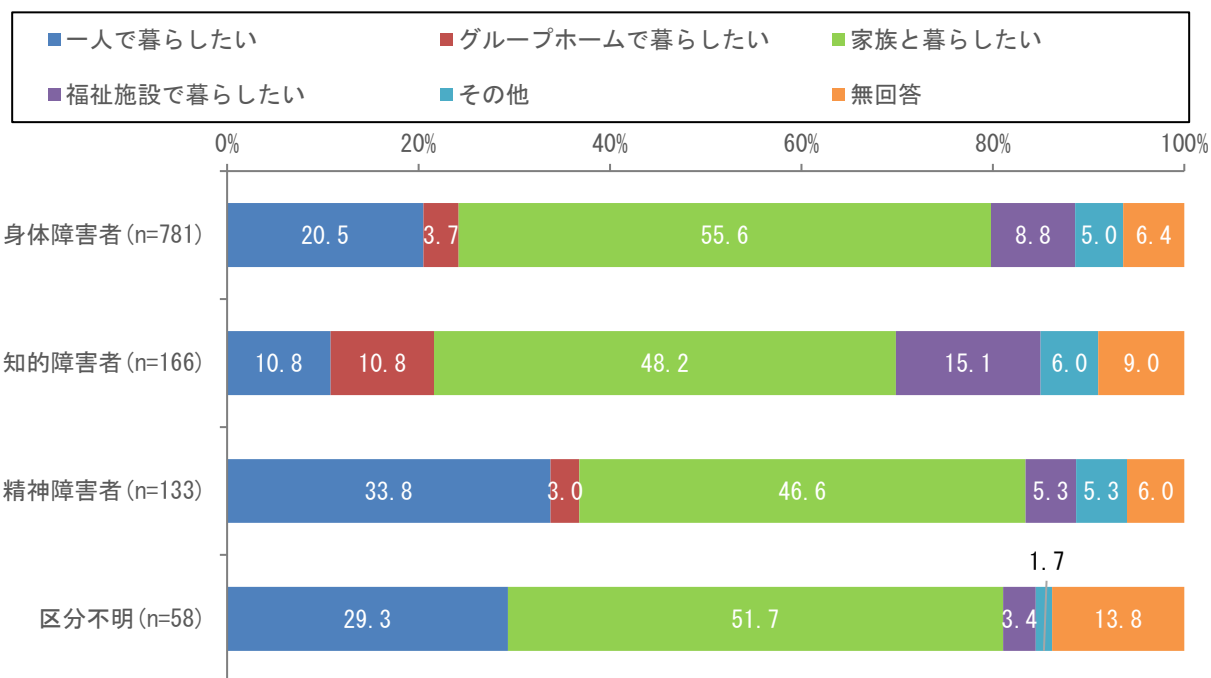


身体障害者は「家族と暮らしている」が68.8%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」が19.1%、「福祉施設（障害や支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が3.7%で続いている。

知的障害者も「家族と暮らしている」が77.7%で最も多く、次いで「グループホームで暮らしている」が8.4%、「福祉施設（障害や支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が6.6%と続いている。

精神障害者でも「家族と暮らしている」が65.4%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」が23.3%、「病院に入院している」が3.8%となっている。

イ 将来の地域での暮らし方についての希望【設問】：あなたは将来どのように暮らしたいですか。

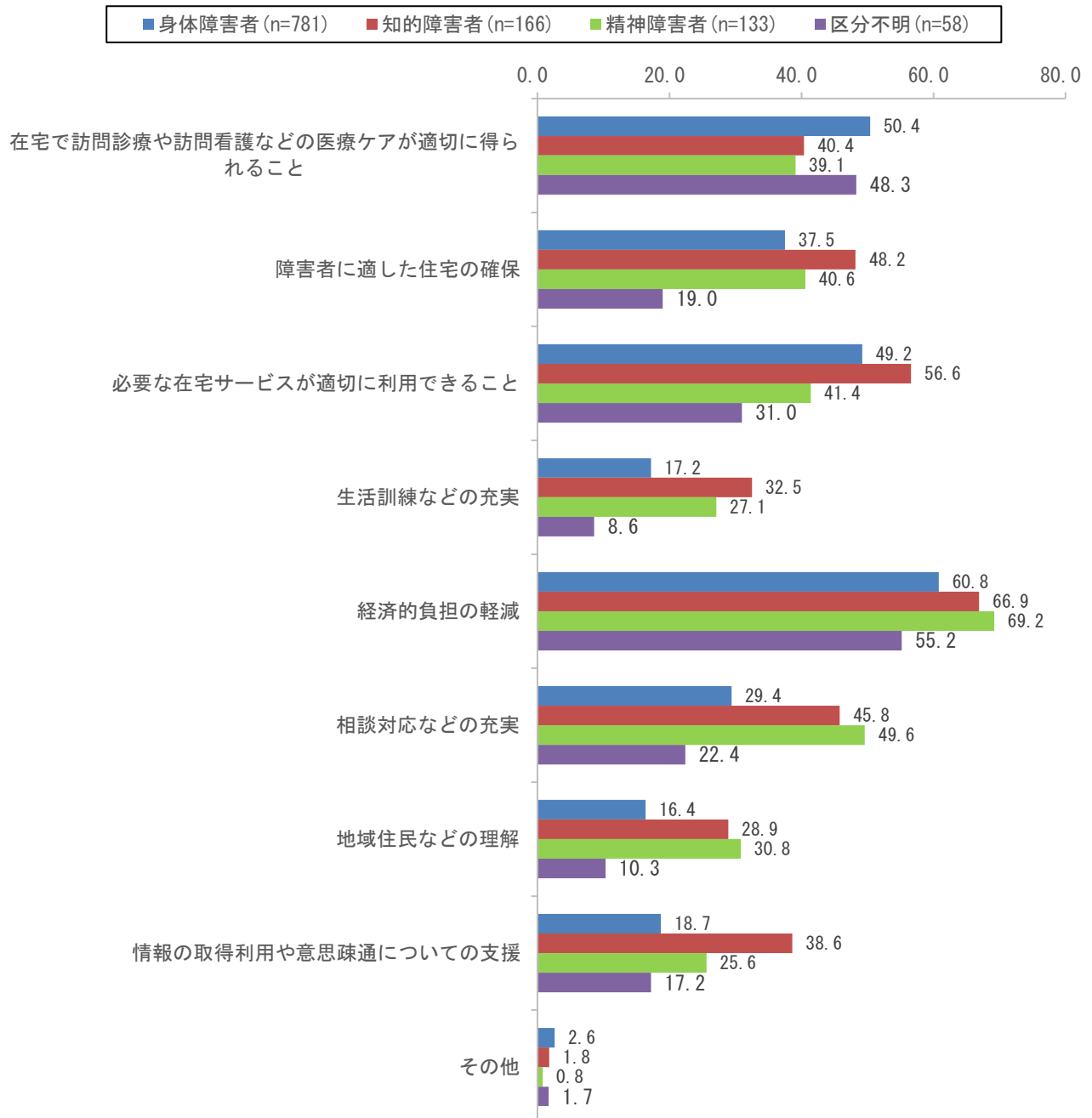


身体障害者は「家族と暮らしたい」が55.6%で最も多く、次いで「一人で暮らしたい」が20.5%、「福祉施設（障害や支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が8.8%で続いている。

知的障害者も「家族と暮らしたい」が48.2%で最も多く、次いで「福祉施設（障害や支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が15.1%、「一人で暮らしたい」・「グループホームで暮らしたい」が10.8%と続いている。

精神障害者でも「家族と暮らしたい」が46.6%で最も多く、次いで「一人で暮らしたい」が33.8%、「福祉施設（障害や支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が5.3%となっている。

ウ 地域で生活するために必要な支援【設問】：福祉施設に入所したり病院へ入院するのではなく、自宅やグループホームなど地域で生活するためには、どのような支援があればいいと思いますか。



身体障害者は「経済的負担の軽減」が60.8%で最も多く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が50.4%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が49.2%で続いている。

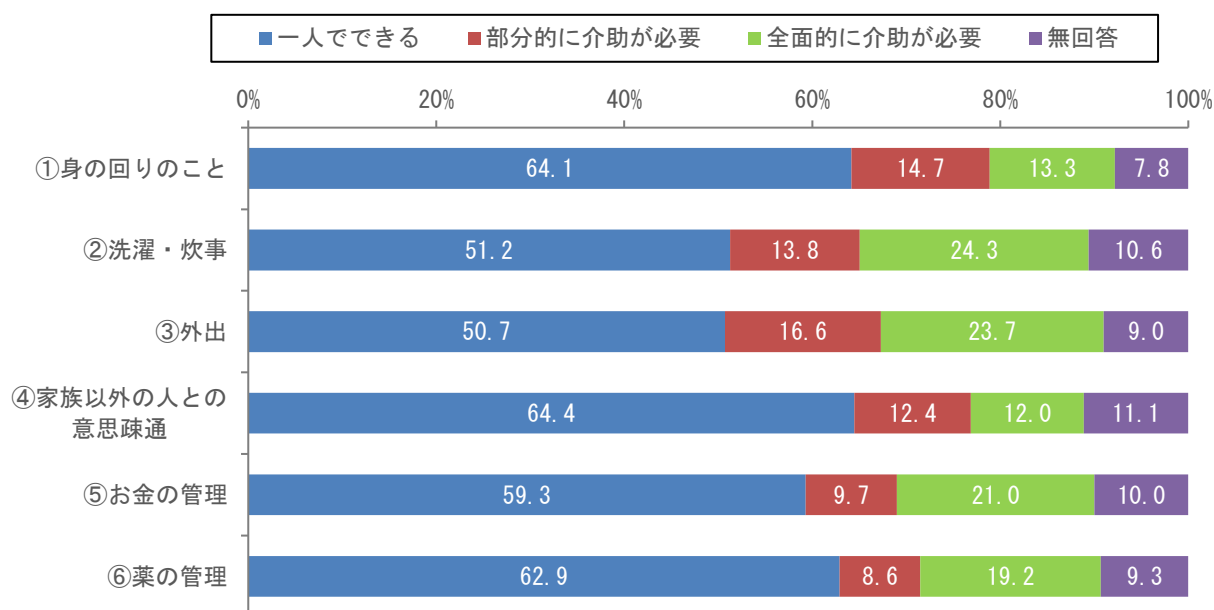
知的障害者は「経済的な負担の軽減」が66.9%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が56.6%、「障害者に適した住宅の確保」が48.2%と続いている。

精神障害者も「経済的な負担の軽減」が69.2%で最も多く、次いで「相談対応などの充実」が49.6%「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が41.4%となっている。

(2) 日常生活動作（食事、入浴、排せつ、お金や薬の管理など）の支援の状況

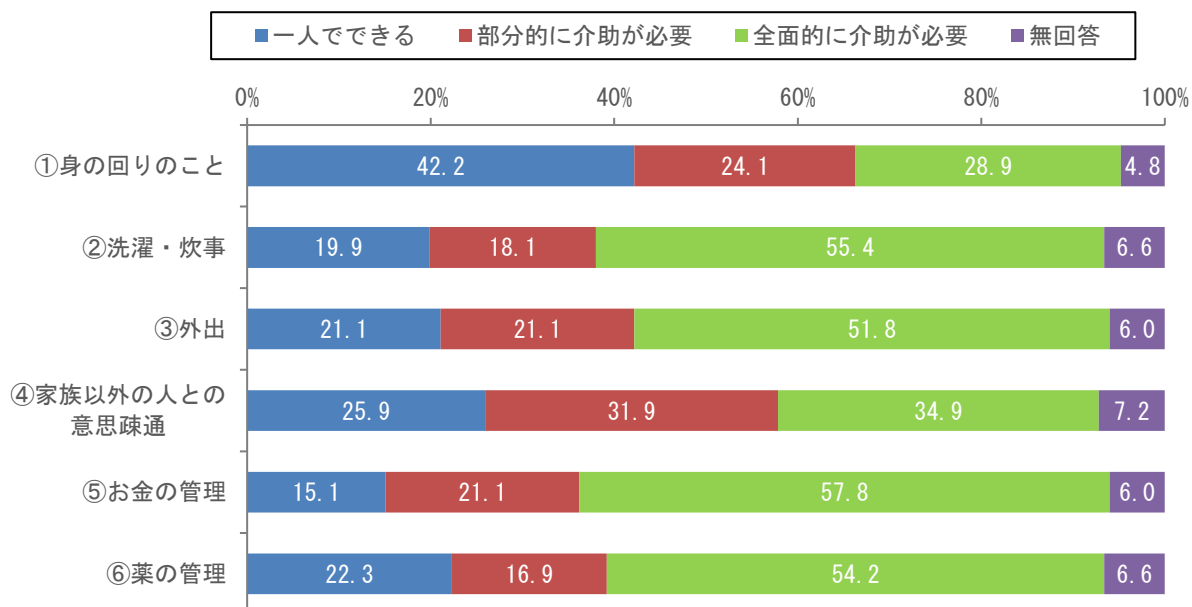
【設問】：日常生活の中で、次のことをするのに介助が必要ですか。

①身体障害者



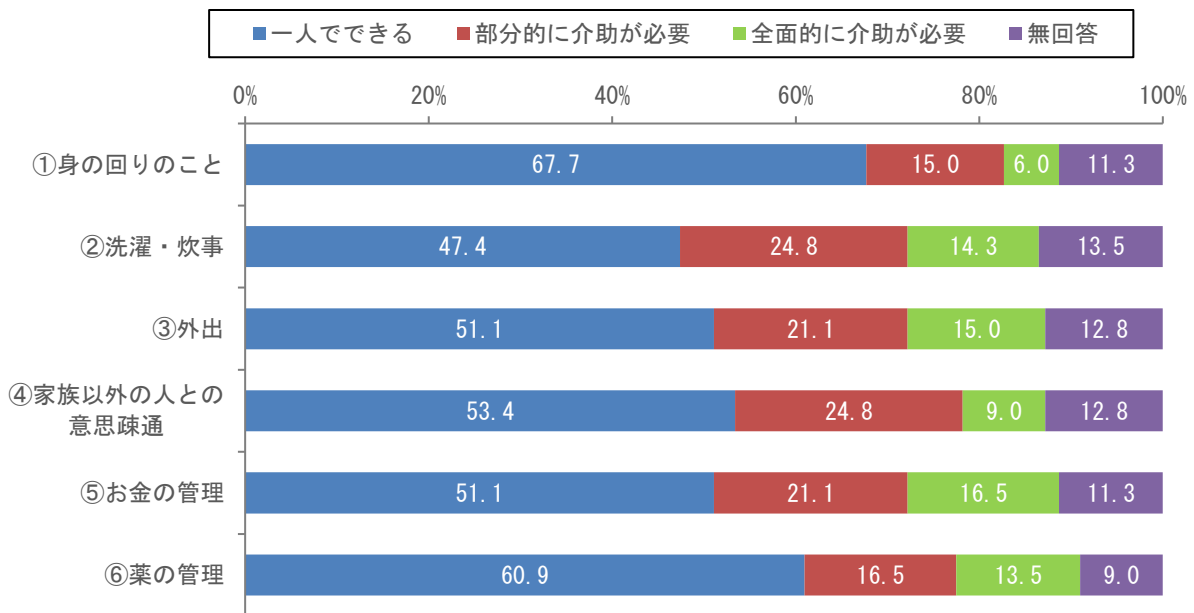
身体障害者で最も介助が必要（「部分的に介助が必要」+「全面的に介助が必要」）なのは「外出」が40.3%、次いで「洗濯・炊事」が38.1%、「お金の管理」が30.7%と続いている。

②知的障害者



知的障害者で最も介助が必要なのは「お金の管理」が78.9%、次いで「洗濯・炊事」が73.5%、「外出」が72.9%と続いております、全項目で5割以上の方が介助を必要としている。

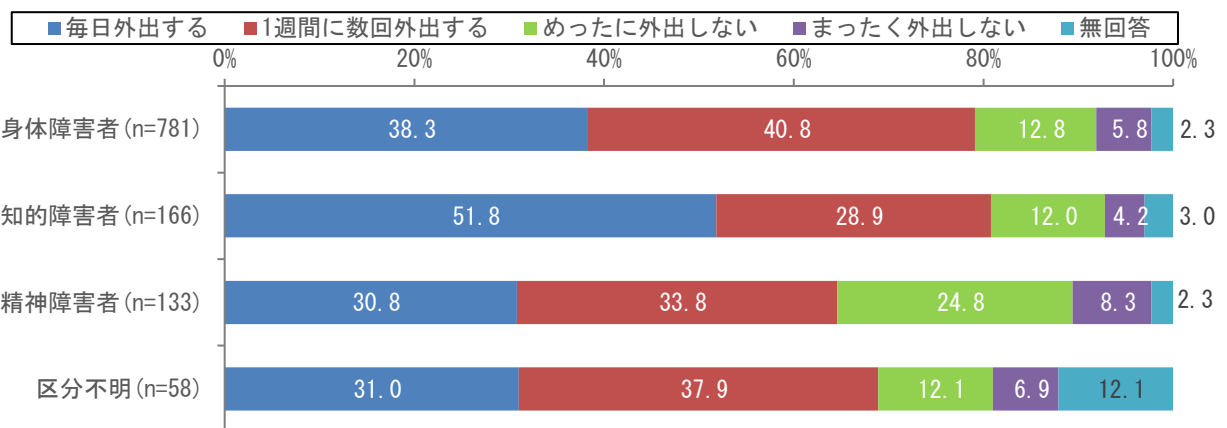
③精神障害者



精神障害者で最も介助が必要なのは「洗濯・炊事」が 39.1%、次いで「お金の管理」が 37.6%、「外出」が 36.1%と続いている。

(3) 外出の状況

ア 1週間の外出頻度【設問】：あなたは、1週間にどの程度外出しますか。

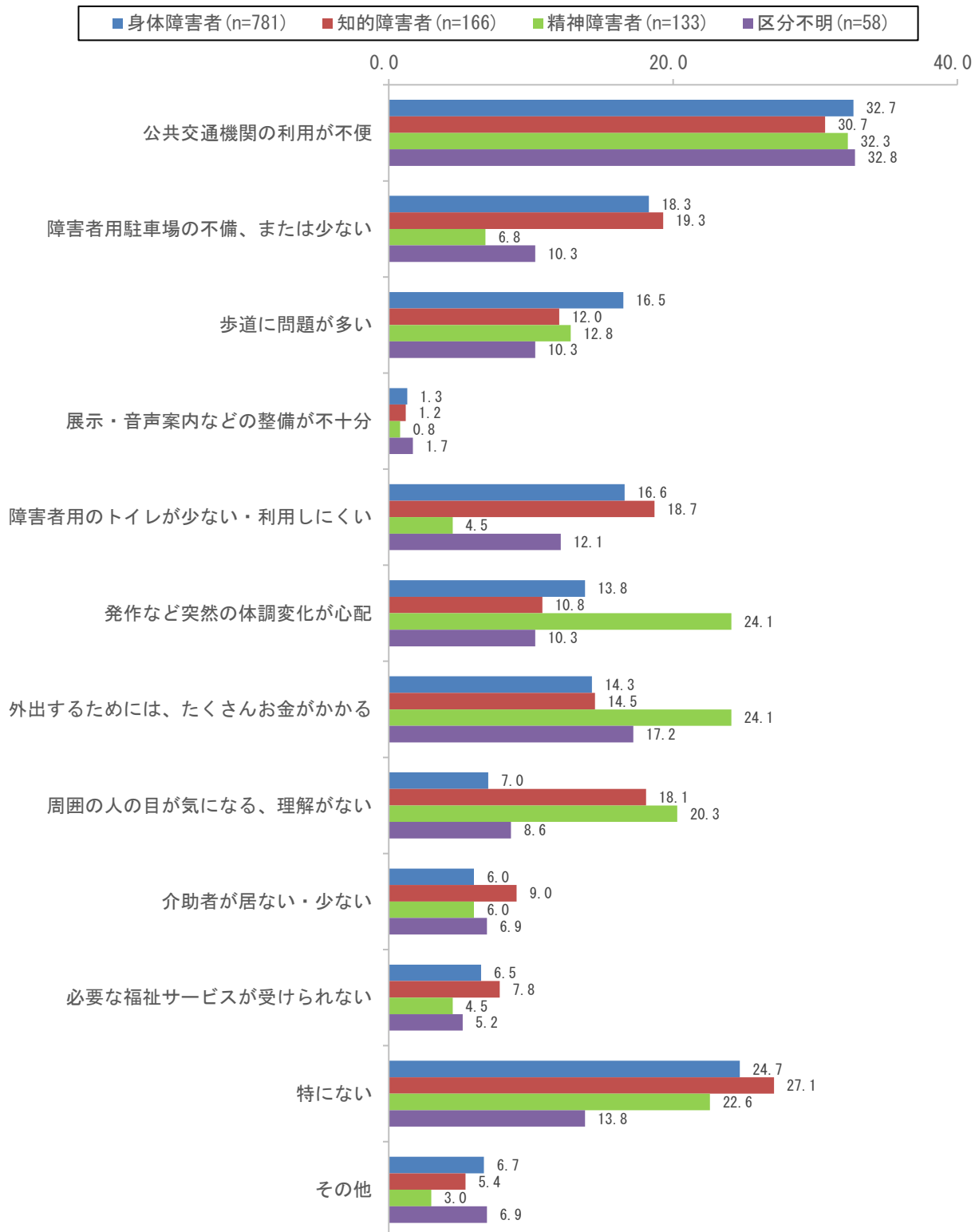


身体障害者は「1週間に数回外出する」が 40.8%で最も多く、次いで「毎日外出する」が 38.3%、「めったに外出しない」が 12.8%で続いており、週に数回以上外出しているのは 79.1%となっている

知的障害者は「毎日外出する」が 51.8%で最も多く、次いで「1週間に数回外出する」が 28.9%、「めったに外出しない」が 12.0%で続いており、週に数回以上外出しているのは 80.7%となっている

精神障害者は「1週間に数回外出する」が 33.8%で最も多く、次いで「毎日外出する」が 30.8%、「めったに外出しない」が 24.8%で続いており、週に数回以上外出しているのは 64.6%となっている。

イ 外出時に困ること【設問】：外出するとき、不便に感じたり困ることは何ですか。



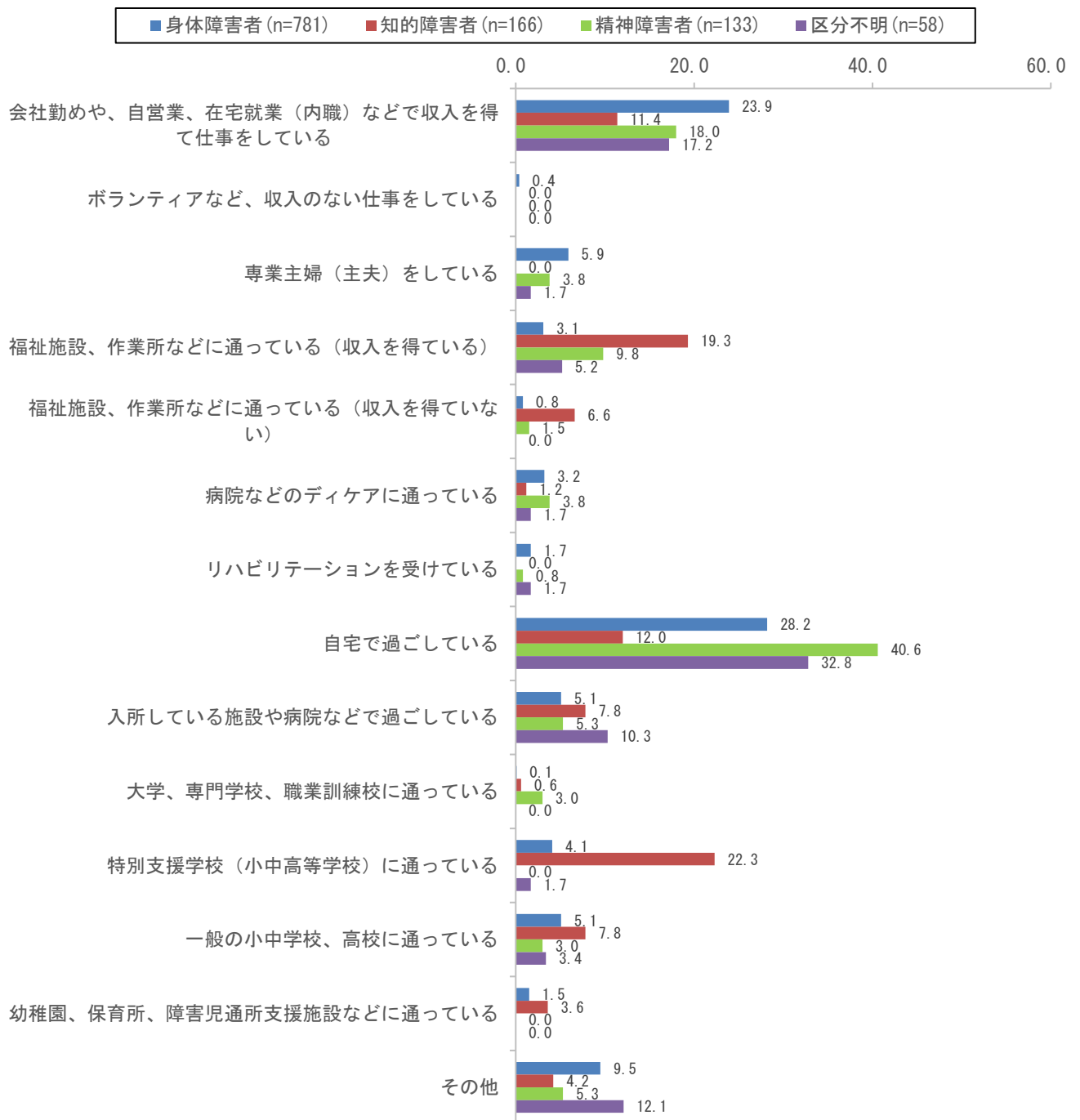
身体障害者は「公共交通機関の利用が不便」が32.7%で最も多く、次いで「特にない」が24.7%、「障害者用駐車場の不備、または少ない」が18.3%が続いている。

知的障害者も「公共交通機関の利用が不便」が30.7%で最も多く、次いで「特にない」が27.1%、「障害者用駐車場の不備、または少ない」が19.3%と続いている。

精神障害者では「公共交通機関の利用が不便」が32.3%で最も多く、次いで「外出するためには、たくさんお金がかかる」・「発作など突然の体調変化が心配」が24.1%、「特にない」が22.6%となっている。

(4) 日中（平日）の過ごし方や就労状況

ア 日中（平日）の過ごし方【設問】：あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

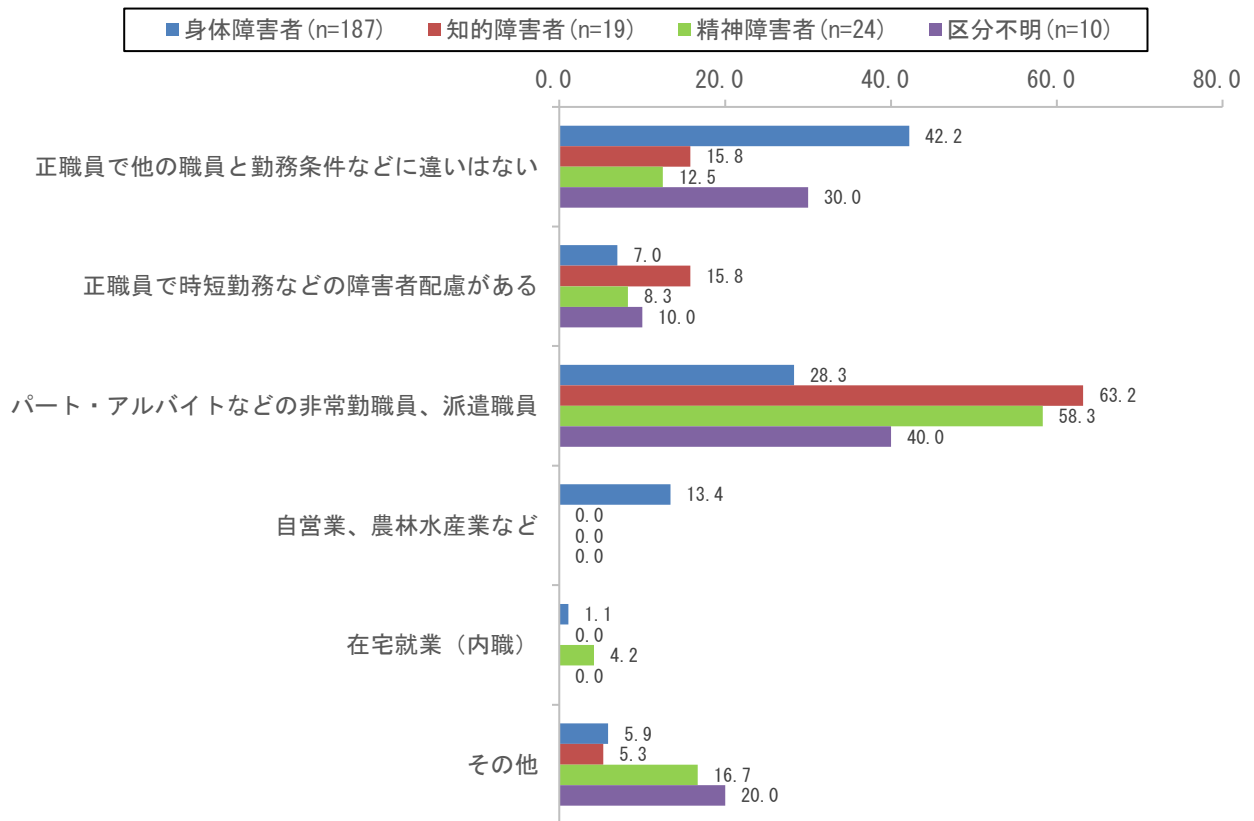


身体障害者は「自宅で過ごしている」が28.2%で最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、在宅就業などで収入を得て仕事をしている」が23.9%、「専業主婦（主夫）をしている」が5.9%と続いている。

知的障害者は「特別支援学校（小中高等学校）に通っている」が22.3%で最も多く、次いで「福祉施設、作業所などに通っている（収入を得ている）」が19.3%、「自宅で過ごしている」が12.0%と続いている。

精神障害者は「自宅で過ごしている」が40.6%で最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、在宅就業などで収入を得て仕事をしている」が18.0%、「福祉施設、作業所などに通っている（収入を得ている）」が9.8%となっている。

イ 会社勤め、自営業、在宅就業（内職）などで収入を得て仕事をしている方の勤務形態【設問】：どのような勤務形態で働いていますか。

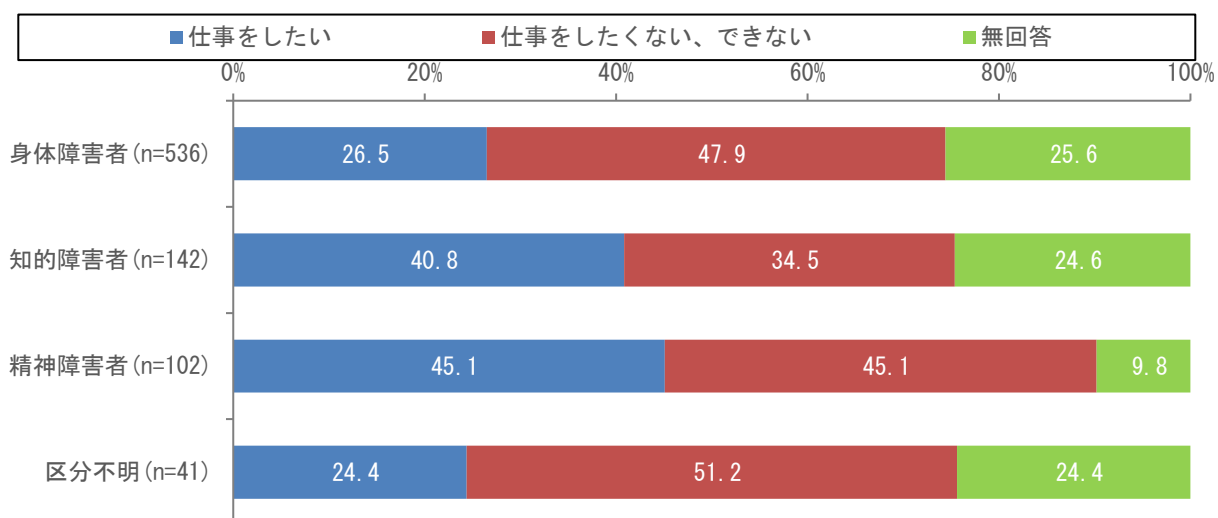


身体障害者は「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」が 42.2%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が 28.3%、「自営業、農林水産業など」が 13.4%と続いている。

知的障害者は「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が 63.2%で最も多く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」・「正職員で時短勤務などの障害者配慮がある」が 15.8%で続いている。

精神障害者は「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が 58.3%で最も多く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」が 12.5%、「正職員で時短勤務などの障害者配慮がある」が 8.3%となっている。

ウ 今後の就労意向【設問】：あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いま
すか。



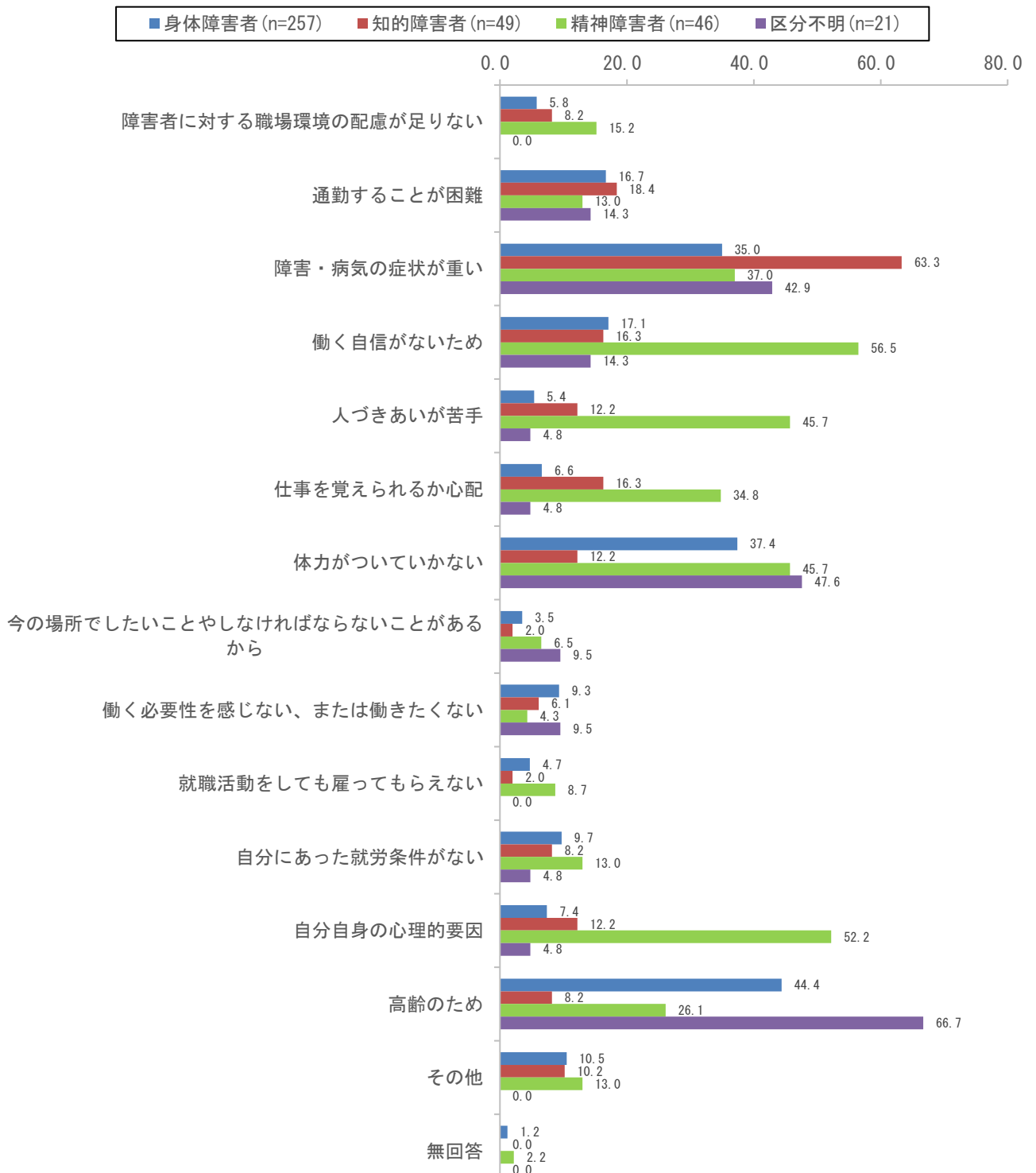
身体障害者は「仕事をしたくない、できない」が47.9%、「仕事をしたい」が26.5%となっており、「仕事をしたくない、できない」が多くなっている。

知的障害者は「仕事をしたくない、できない」が34.5%、「仕事をしたい」が40.8%となっており、「仕事をしたい」が多くなっている。

また、精神障害者は「仕事をしたくない、できない」が45.1%、「仕事をしたい」が45.1%となっている。

エ 就労できない理由

【設問】：仕事をしたくない、できないとお答えになった方は、そのような理由からですか。

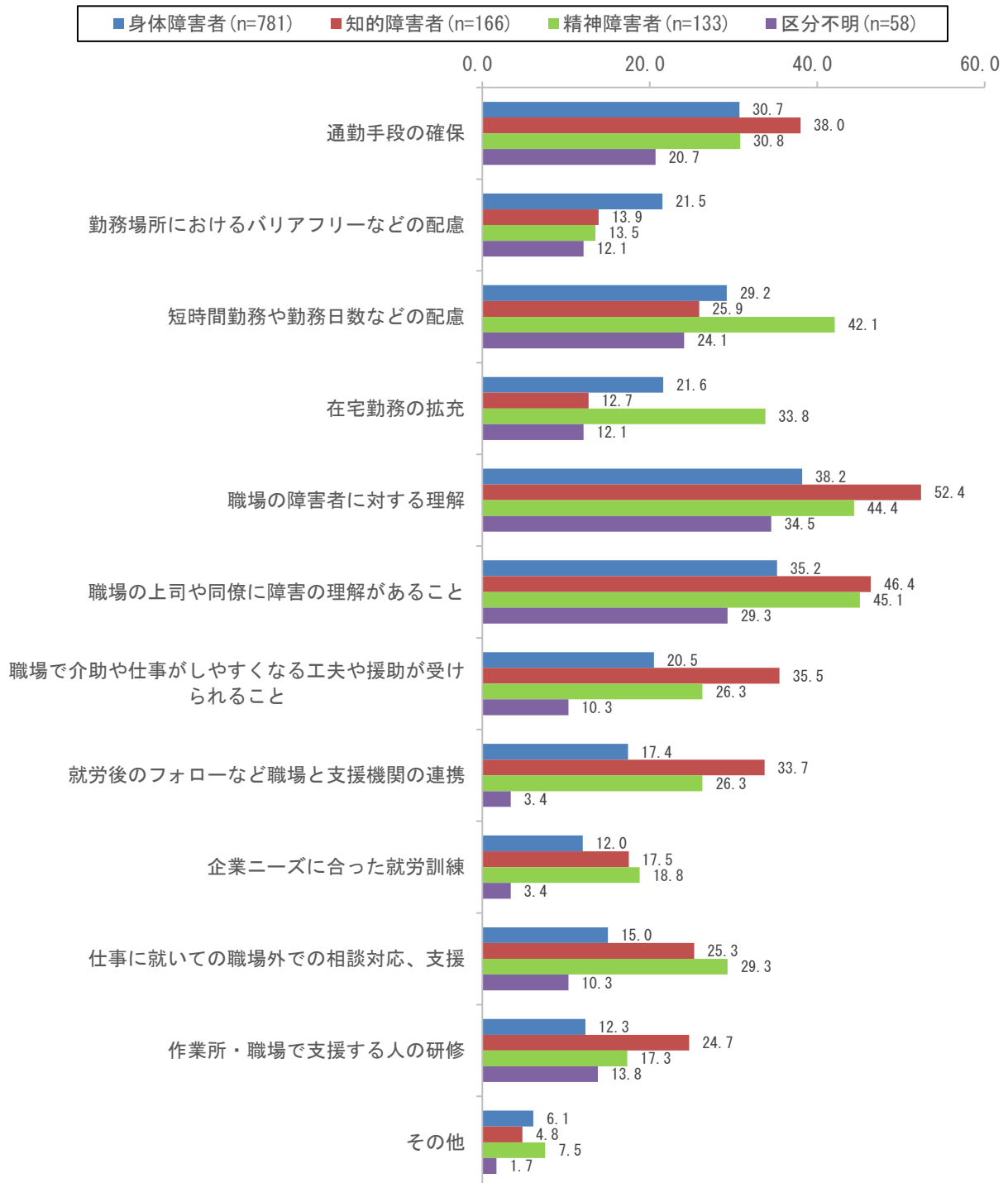


身体障害者は「高齢のため」が44.4%で最も多く、次いで「体力がついていかない」が37.4%、「障害・病気の症状が重い」が35.0%と続いている。

知的障害者は「障害・病気の症状が重い」が63.3%で最も多く、次いで「通勤することが困難」が18.4%、「働く自信がないため」・「仕事を覚えられるか心配」が16.3%と続いている。

精神障害者は「働く自信がないため」が56.5%で最も多く、次いで「自分自身の心理的要因」が52.2%、「体力がついていかない」・「人づきあいが苦手」が45.7%となっている。

オ 就労支援として必要なこと【設問】：あなたは、障害者の就労支援として、
どのようなことが必要だと思いますか。



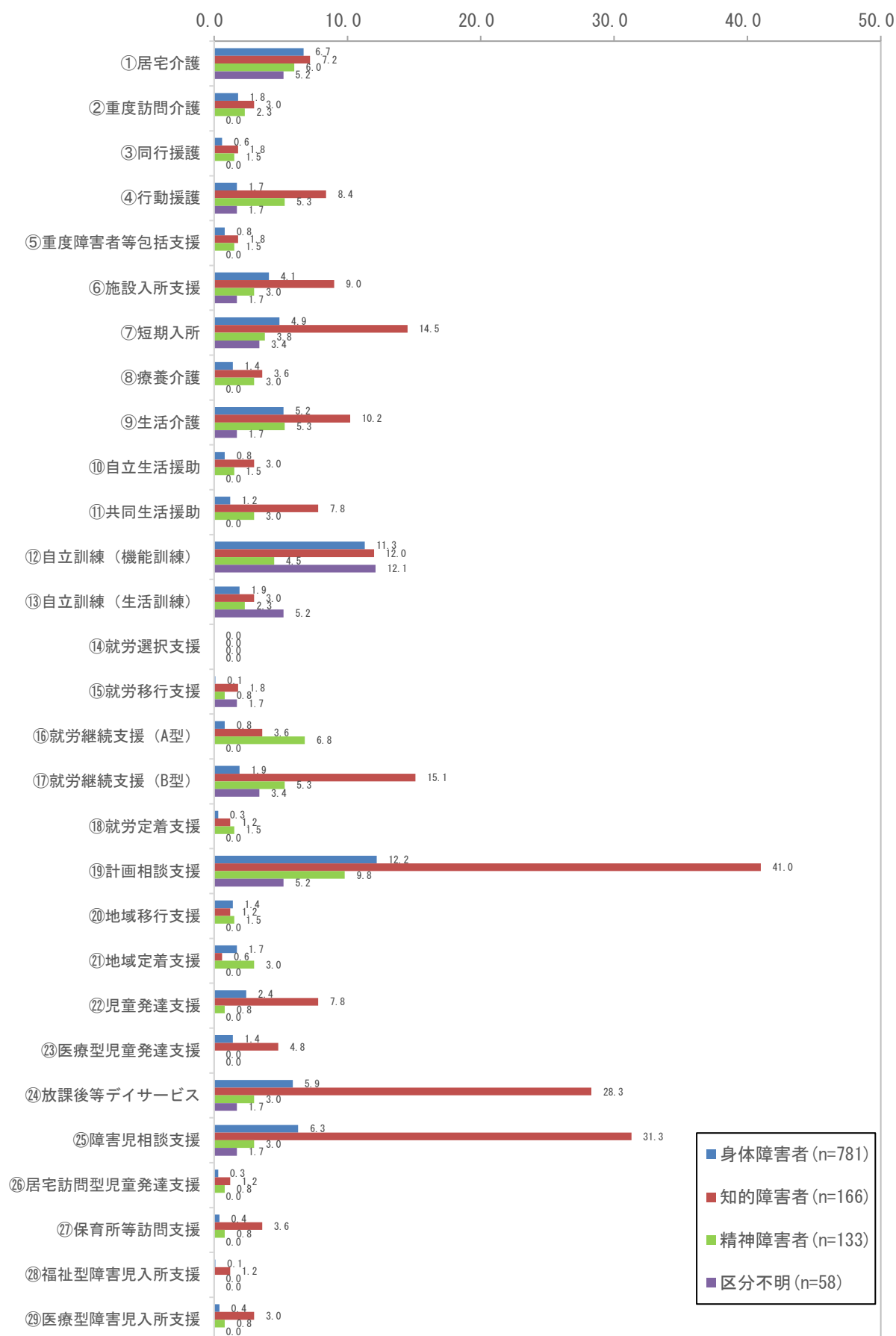
身体障害者は「職場の障害者に対する理解」が 38.2%で最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 35.2%、「通勤手段の確保」が 30.7%と続いている。

知的障害者も「職場の障害者に対する理解」が 52.4%で最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 46.4%、「通勤手段の確保」が 38.0%と続いている。

精神障害者は「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 45.1%で最も多く、次いで「職場の障害者に対する理解」が 44.4%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が 42.1%となっている。

(5) 福祉サービス別の利用状況・今後の利用意向

【現在の利用状況】

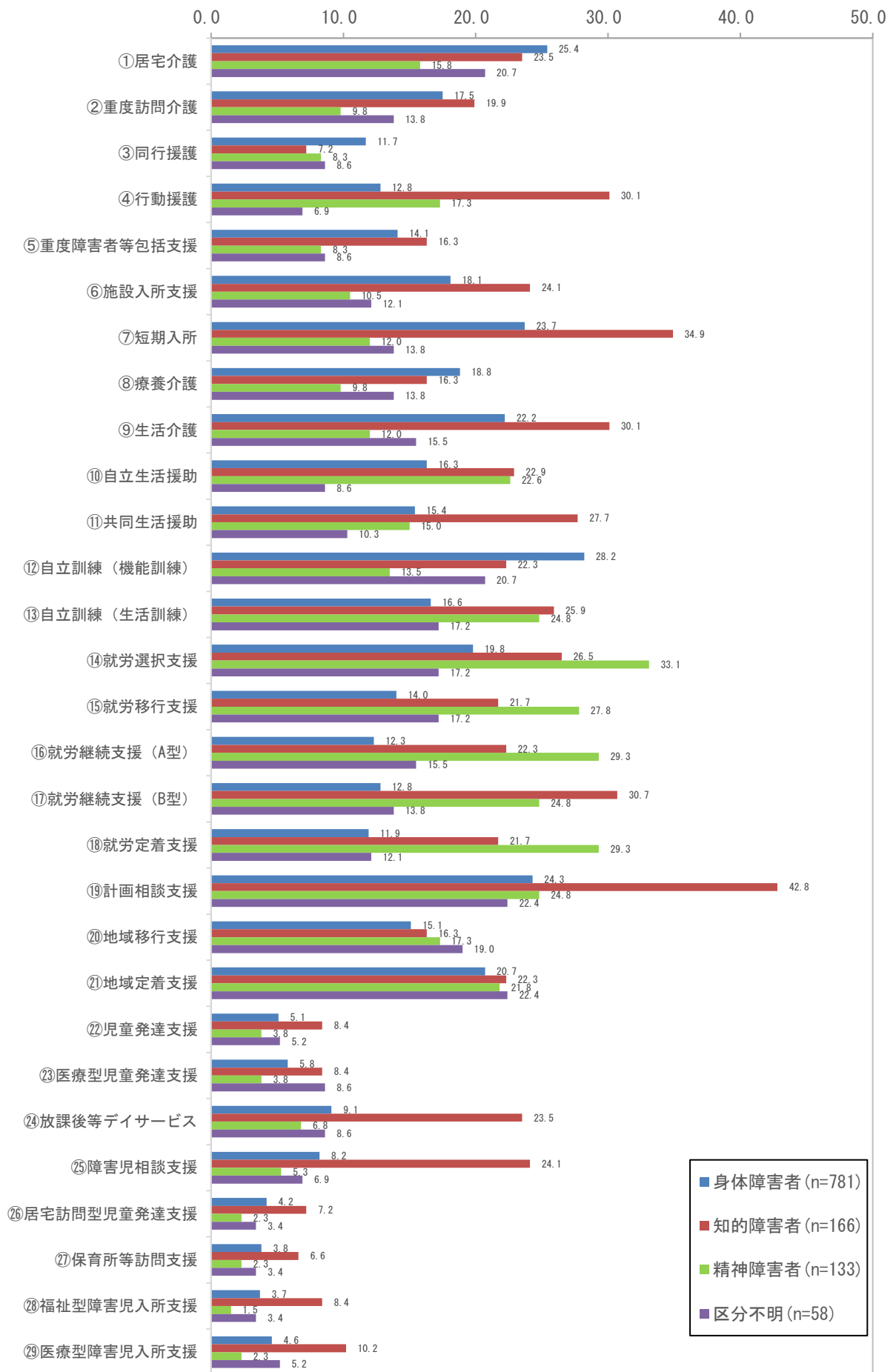


身体障害者は「⑲計画相談支援」が12.2%で最も多く、次いで「⑫自立訓練（機能訓練）」が11.3%、「①居宅介護」が6.7%と続いている。

知的障害者も「⑲計画相談支援」が41.0%で最も多く、次いで「㉕障害児相談支援」が31.3%、「㉔放課後デイサービス」が28.3%と続いている。

精神障害者は「⑲計画相談支援」が9.8%で最も多く、次いで「⑯就労継続支援（A型）」が6.8%、「①居宅介護」が6.0%となっている。

【今後の利用意向】

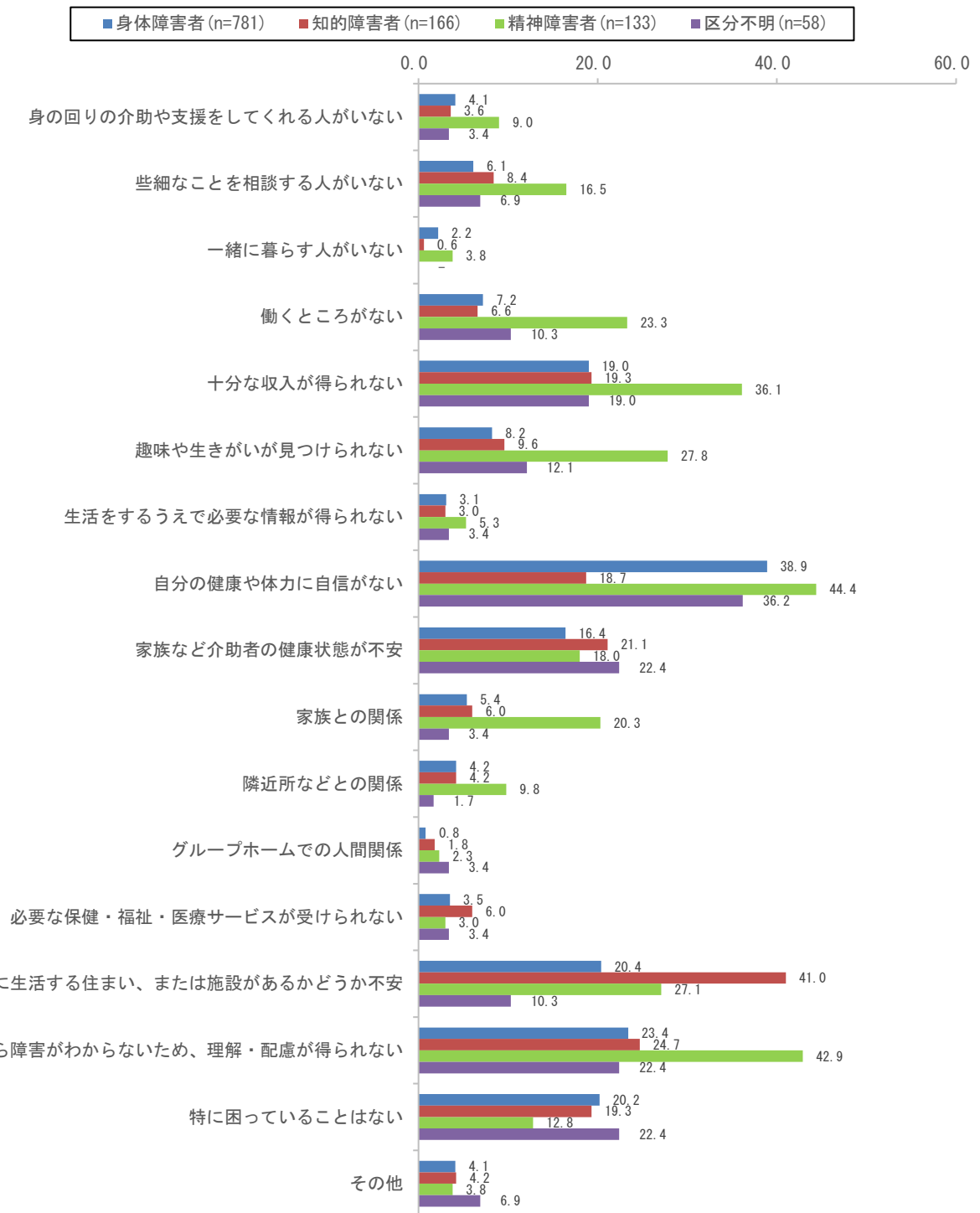


身体障害者は「⑫自立訓練（機能訓練）」が28.2%で最も多く、次いで「①居宅介護」が25.4%、「⑲計画相談支援」が24.3%と続いている。

知的障害者は「⑲計画相談支援」が42.8%で最も多く、次いで「⑦短期入所」が34.9%、「⑰就労継続支援（B型）」が30.7%と続いている。

精神障害者は「⑭就労選択支援」が33.1%で最も多く、次いで「⑯就労継続支援（A型）」・「⑱就労定着支援」が29.3%、「⑮就労移行支援」が27.8%となっている。

(6) 生活上の困りごとや将来に対する不安・悩み【設問】：現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。



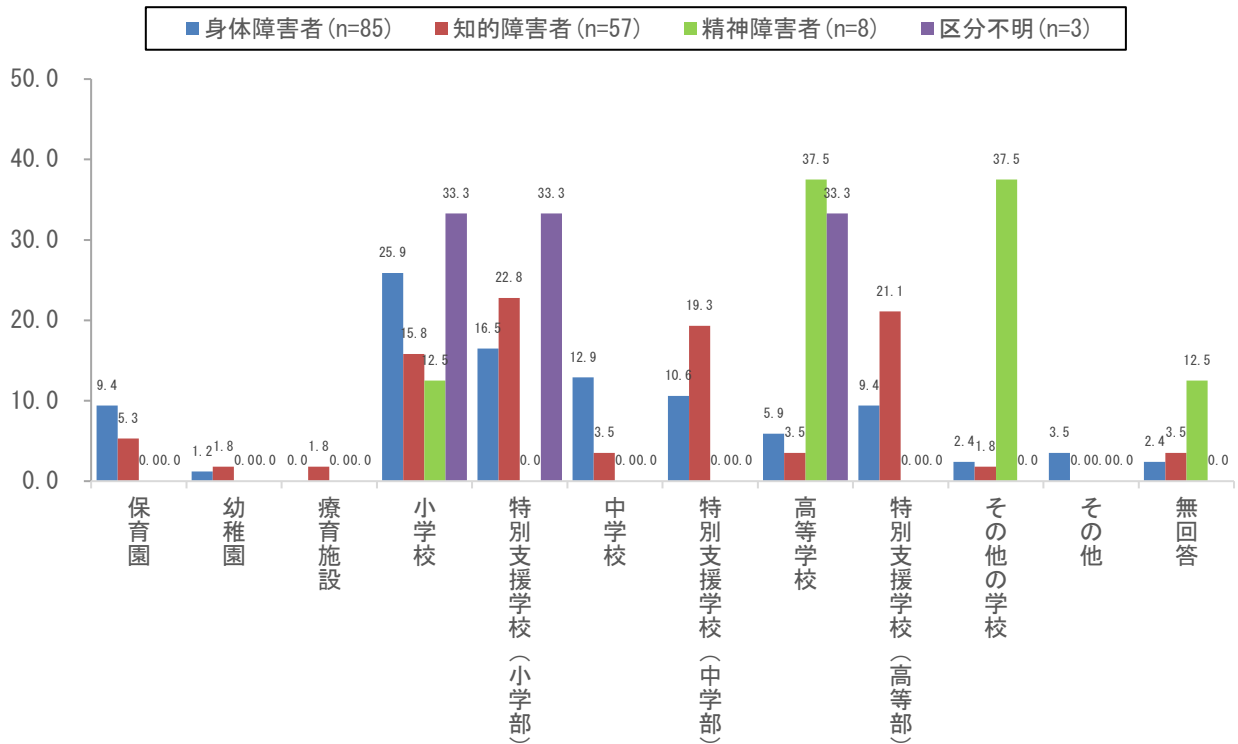
身体障害者は「自分の健康や体力に自信がない」が38.9%で最も多く、次いで「外見から障害がわからないため、理解・配慮が得られない」が23.4%、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が20.4%で続いている。

知的障害者は「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が41.0%で最も多く、次いで「外見から障害がわからないため、理解・配慮が得られない」が24.7%、「家族など介助者の健康状態が不安」が21.1%と続いている。

精神障害者では「自分の健康や体力に自信がない」が44.4%で最も多く、次いで「外見から障害がわからないため、理解・配慮が得られない」が42.9%、「十分な収入が得られない」が36.1%となっている。

(7) 通園・通学の状況

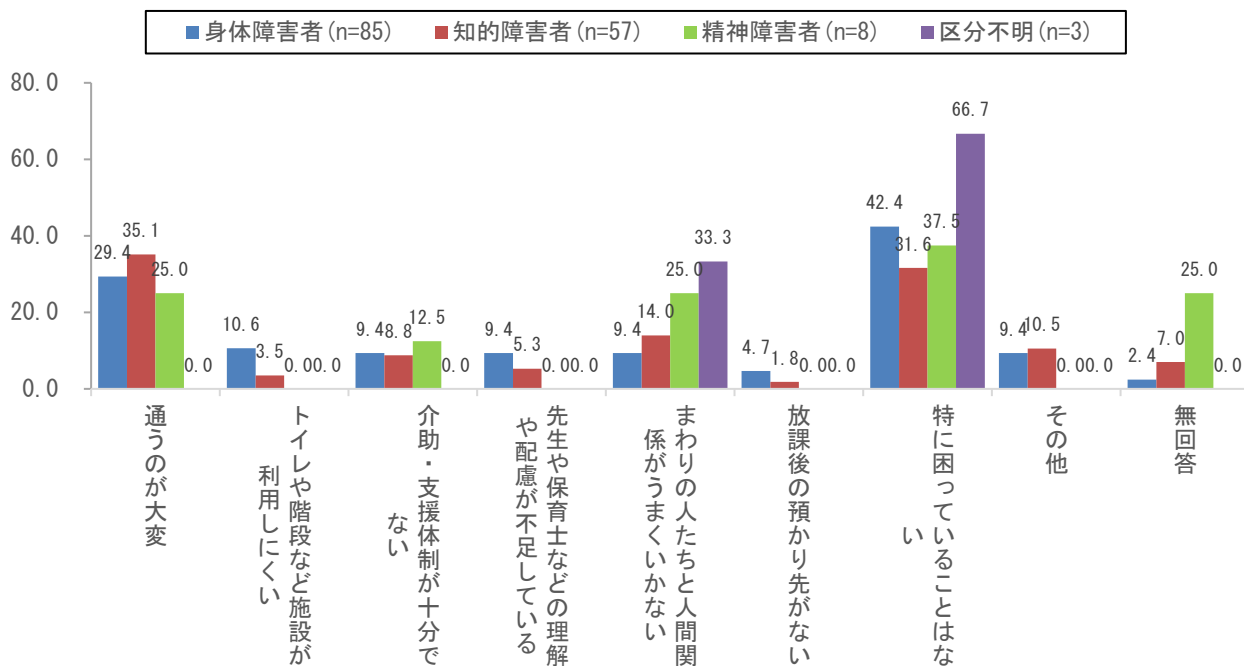
ア 通園・通学先【設問】：現在、学校や幼稚園、保育所等に通っている方におたずねします。あなたの通園、通学先は次のうちどれですか。



(単位：人)

	合計	保育園	幼稚園	療育施設	小学校	特別支援学校 (小学部)	中学校	特別支援学校 (中学部)	高等学校	特別支援学校 (高等部)	その他の学校	その他	無回答
身体障害者	85	8	1	0	22	14	11	9	5	8	2	3	2
知的障害者	57	3	1	1	9	13	2	11	2	12	1	0	2
精神障害者	8	0	0	0	1	0	0	0	3	0	3	0	1
区分不明	3	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0

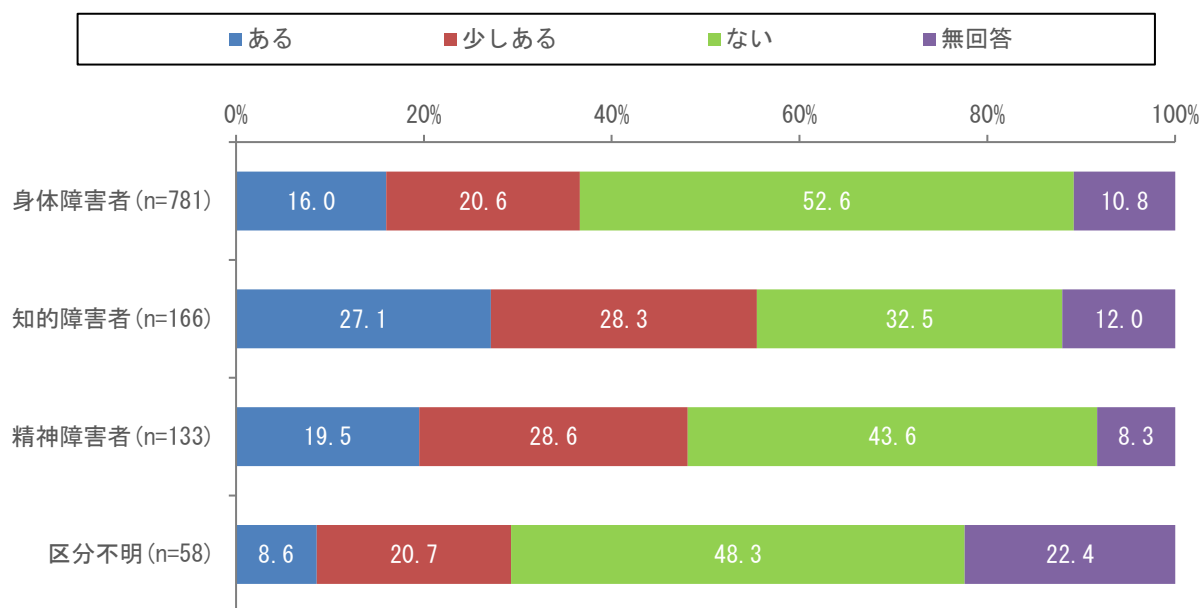
イ 通園・通学での困りごと【設問】：あなたが通園、通学で困っていることはありますか。



(単位：人)

	合計	通うのが大変	トイレや階段など施設が利用しにくい	介助・支援体制が十分でない	先生や保育士などの理解や配慮が不足している	まわりの人たちと人間関係がうまくいかない	放課後の預かり先がない	特に困っていることはない	その他	無回答
身体障害者	85	25	9	8	8	8	4	36	8	2
知的障害者	57	20	2	5	3	8	1	18	6	4
精神障害者	8	2	0	1	0	2	0	3	0	2
区分不明	3	0	0	0	0	1	0	2	0	0

(8) 障害を理由とする差別の状況【設問】：あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

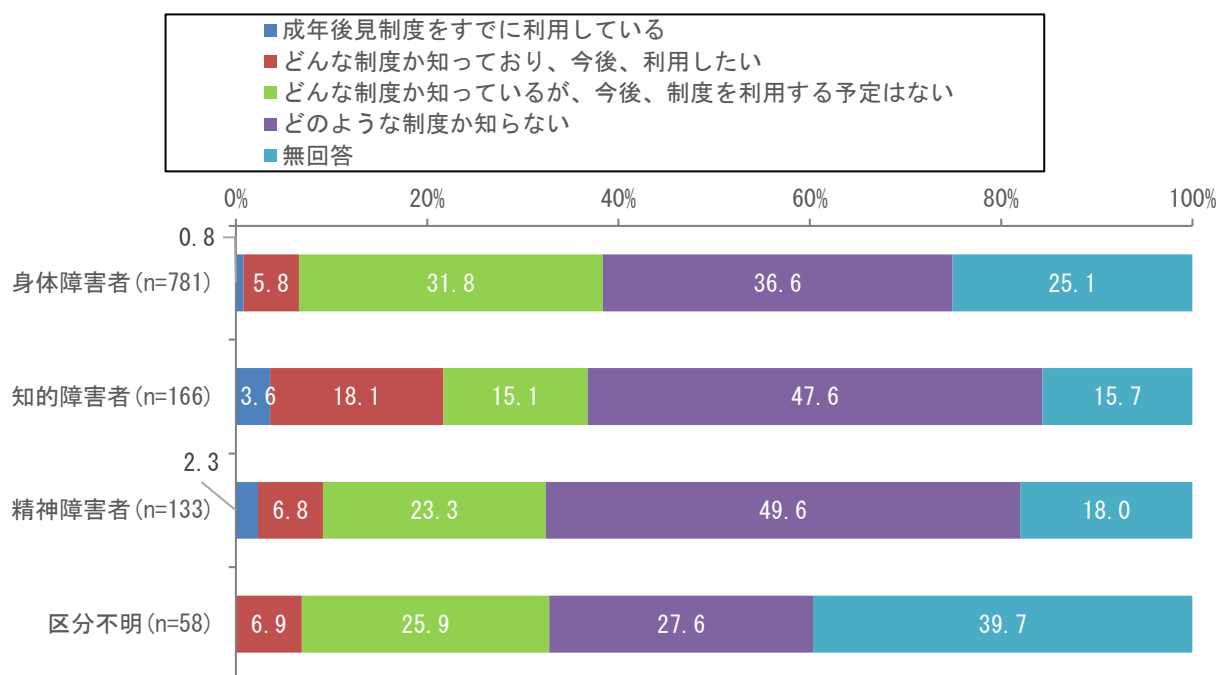


身体障害者は「ない」が52.6%で最も多く、次いで「少しある」が20.6%、「ある」が16.0%と続いており、「差別経験がある（「ある」+「少しある」）」は36.6%となっている。

知的障害者も「ない」が32.5%で最も多く、次いで「少しある」が28.3%、「ある」が27.1%と続いており、「差別経験がある」は55.4%となっている。

精神障害者は「ない」が43.6%で最も多く、次いで「少しある」が28.6%、「ある」が19.5%と続いており、「差別経験がある」は48.1%となっている。

(9) 成年後見制度の認知状況【設問】：成年後見制度を知っていますか。また、利用したいですか。

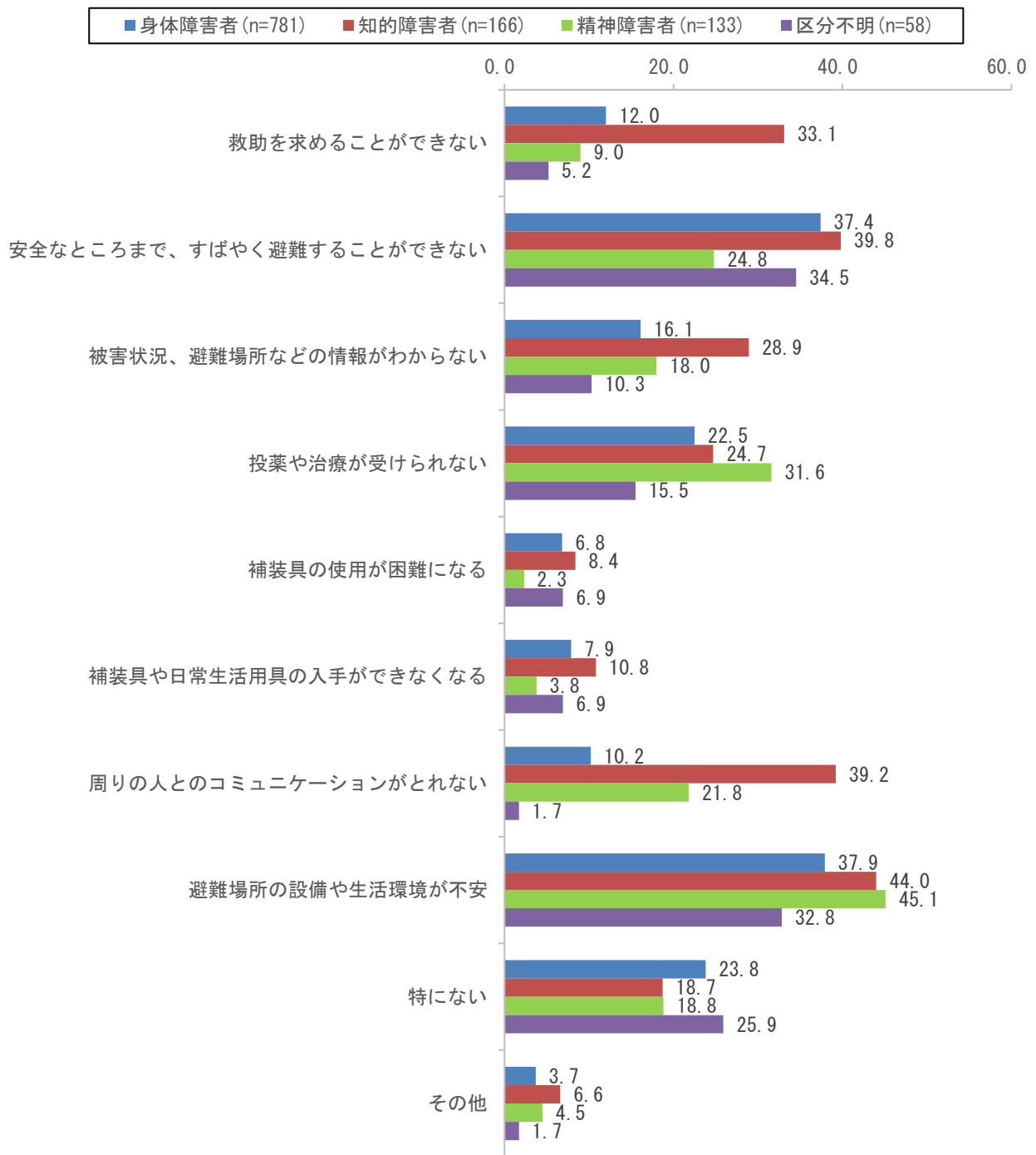


身体障害者は「どのような制度か知らない」が36.6%で最も多く、次いで「どんな制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない」が31.8%、「どんな制度か知っており、今後、利用したい」が5.8%と続いており、「認知度（「成年後見制度をすでに利用している」+「どんな制度か知っており、今後、利用したい」+「どんな制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない」）」は38.4%となっている。

知的障害者も「どのような制度か知らない」が47.6%で最も多く、次いで「どんな制度か知っており、今後、利用したい」が18.1%、「どんな制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない」が15.1%と続いており、「認知度」は36.8%となっている。

精神障害者は「どのような制度か知らない」が49.6%で最も多く、次いで「どんな制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない」が23.3%、「どんな制度か知っており、今後、利用したい」が6.8%と続いており、「認知度」は32.4%となっている。

(10) 災害時の避難について【設問】：災害などの緊急時に困ることは何ですか。



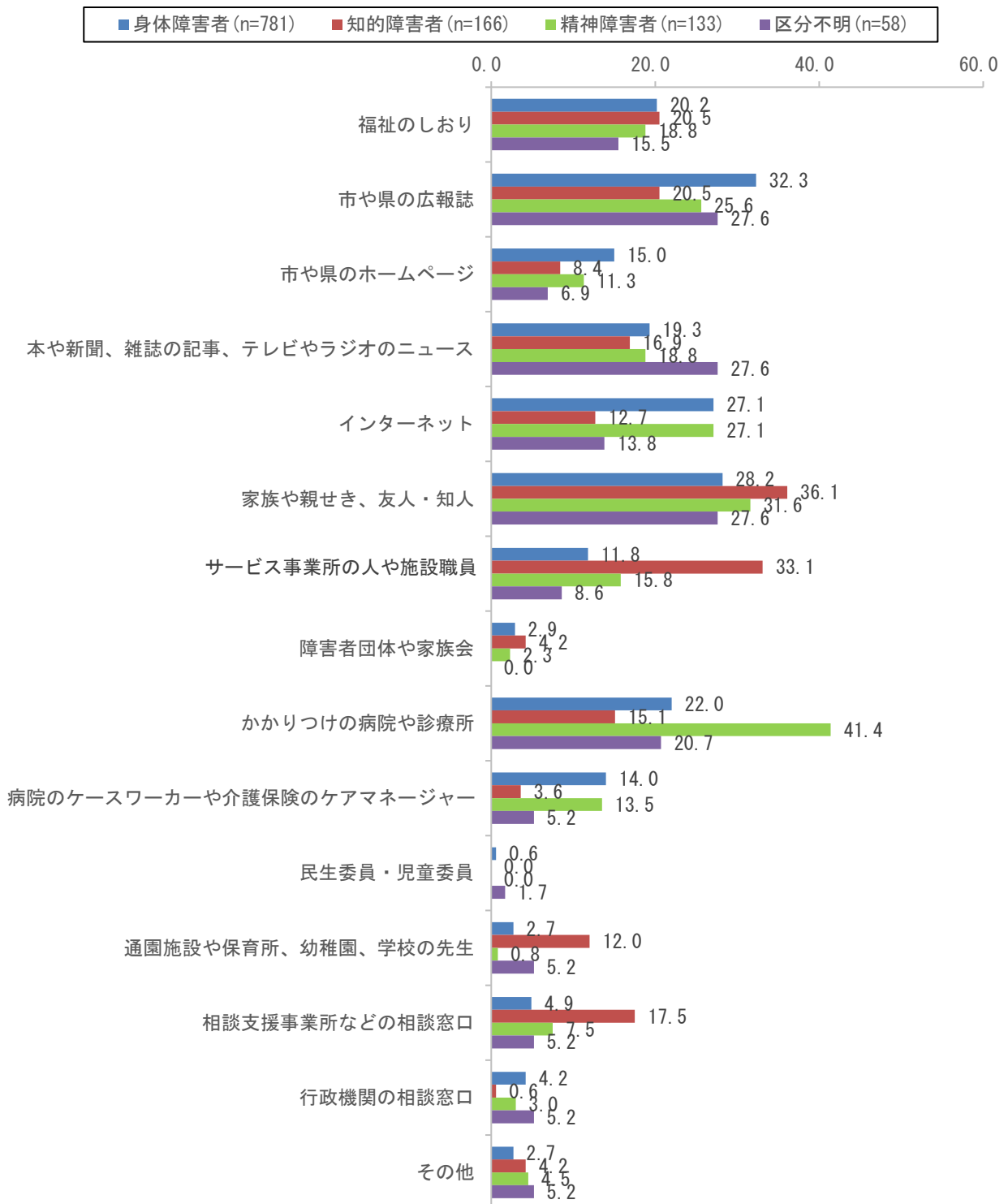
身体障害者は「避難場所の設備や生活環境が不安」が37.9%で最も多く、次いで「安全なところまで、すばやく避難することができない」が37.4%、「特にない」が23.8%と続いている。

知的障害者も「避難場所の設備や生活環境が不安」が44.0%で最も多く、次いで「安全なところまで、すばやく避難することができない」が39.8%、「周りの人とのコミュニケーションがとれない」が39.2%と続いている。

精神障害者は「避難場所の設備や生活環境が不安」が45.1%で最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が31.6%、「安全なところまで、すばやく避難することができない」が24.8%となっている。

(11) 情報の取得やコミュニケーションについて

ア 情報を取得する手段【設問】：あなたは障害のことや、福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

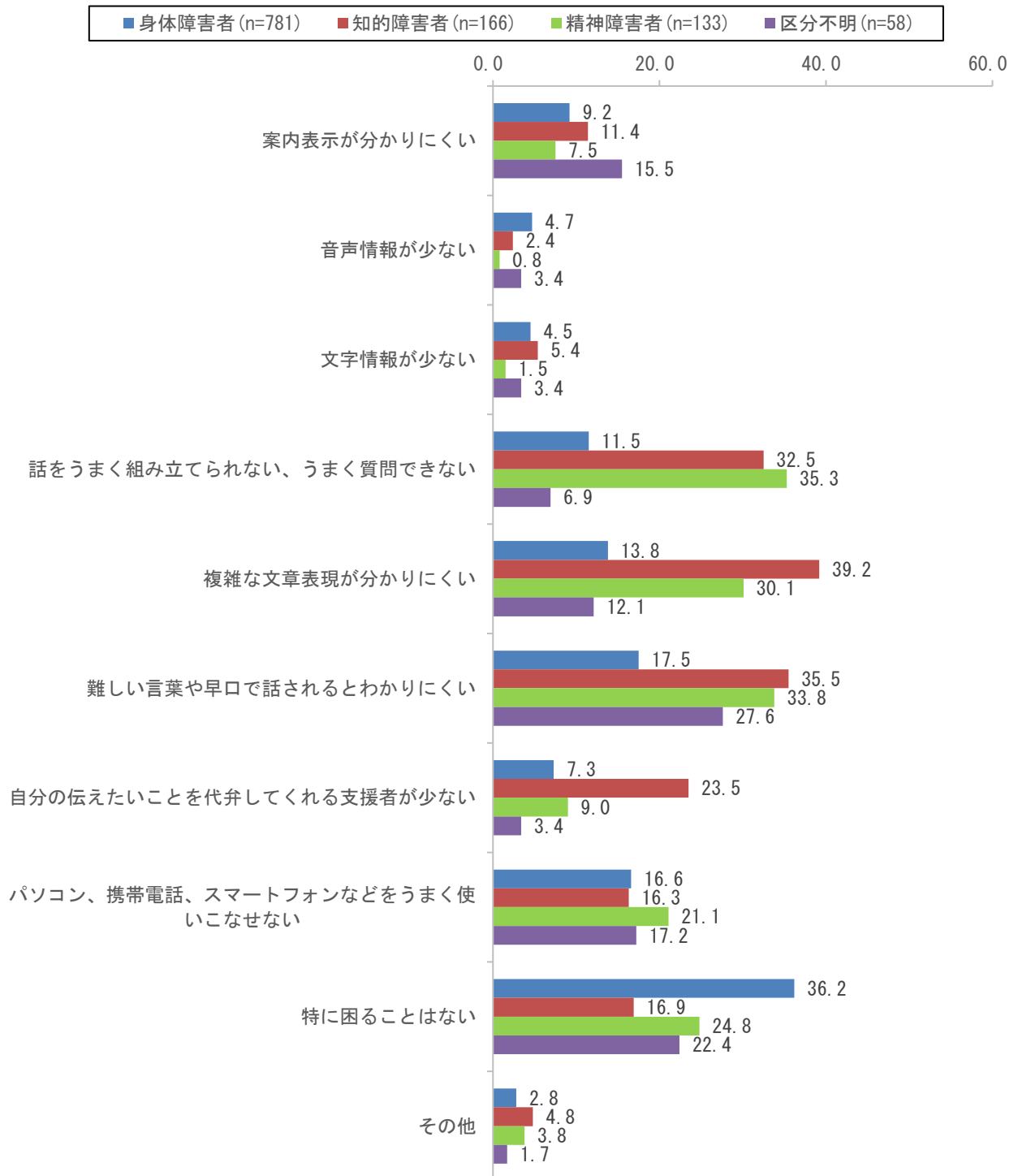


身体障害者は「市や県の広報誌」が32.3%で最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が28.2%、「インターネット」が27.1%と続いている。

知的障害者は「家族や親せき、友人・知人」が36.1%で最も多く、次いで「サービス事業所の人や施設職員」が33.1%、「福祉のしおり」・「市や県の広報誌」が20.5%と続いている。

精神障害者は「かかりつけの病院や診療所」が41.4%で最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が31.6%、「インターネット」が27.1%となっている。

イ 情報取得・コミュニケーション時の困りごと【設問】：コミュニケーションや情報取得をするうえで困ることはどのようなことですか。



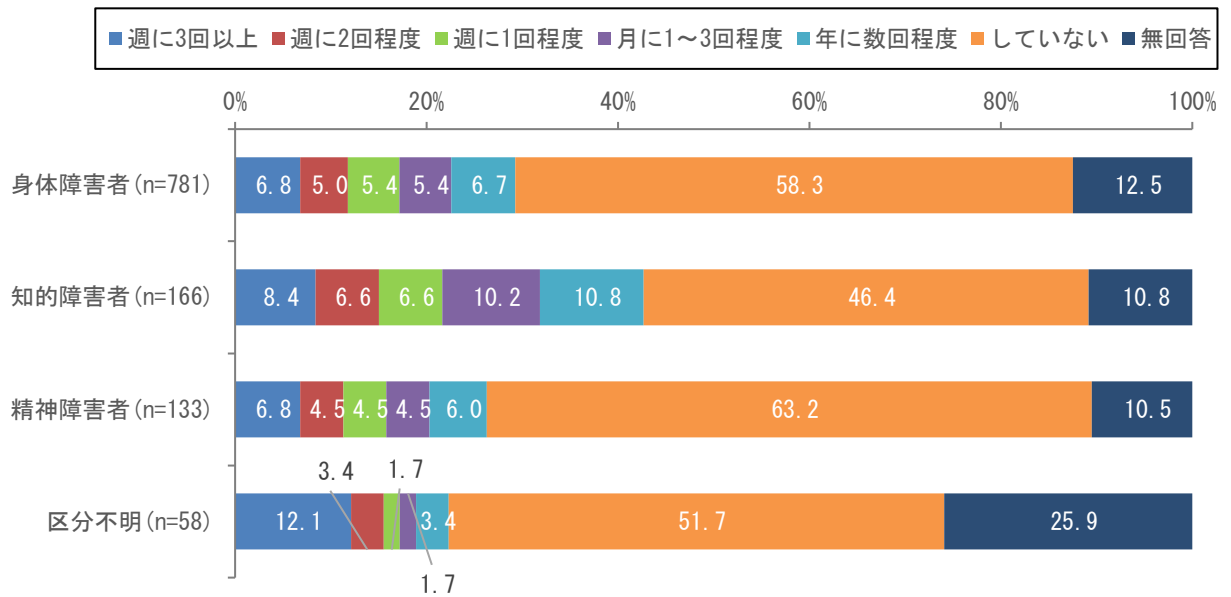
身体障害者は「特に困ることはない」が36.2%で最も多く、次いで「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」が17.5%、「パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない」が16.6%と続いている。

知的障害者は「複雑な文章表現が分かりにくい」が39.2%で最も多く、次いで「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」が35.5%、「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」が32.5%と続いている。

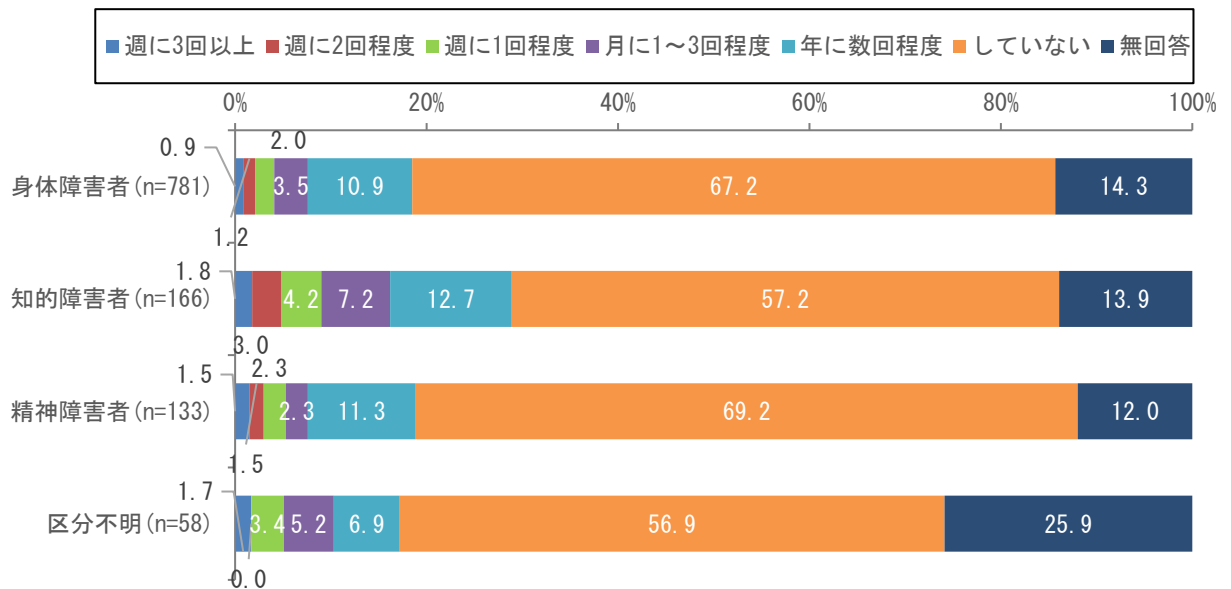
精神障害者は「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」が35.3%で最も多く、次いで「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」が33.8%、「複雑な文章表現が分かりにくい」が30.1%となっている。

(12) スポーツ・文化芸術活動について

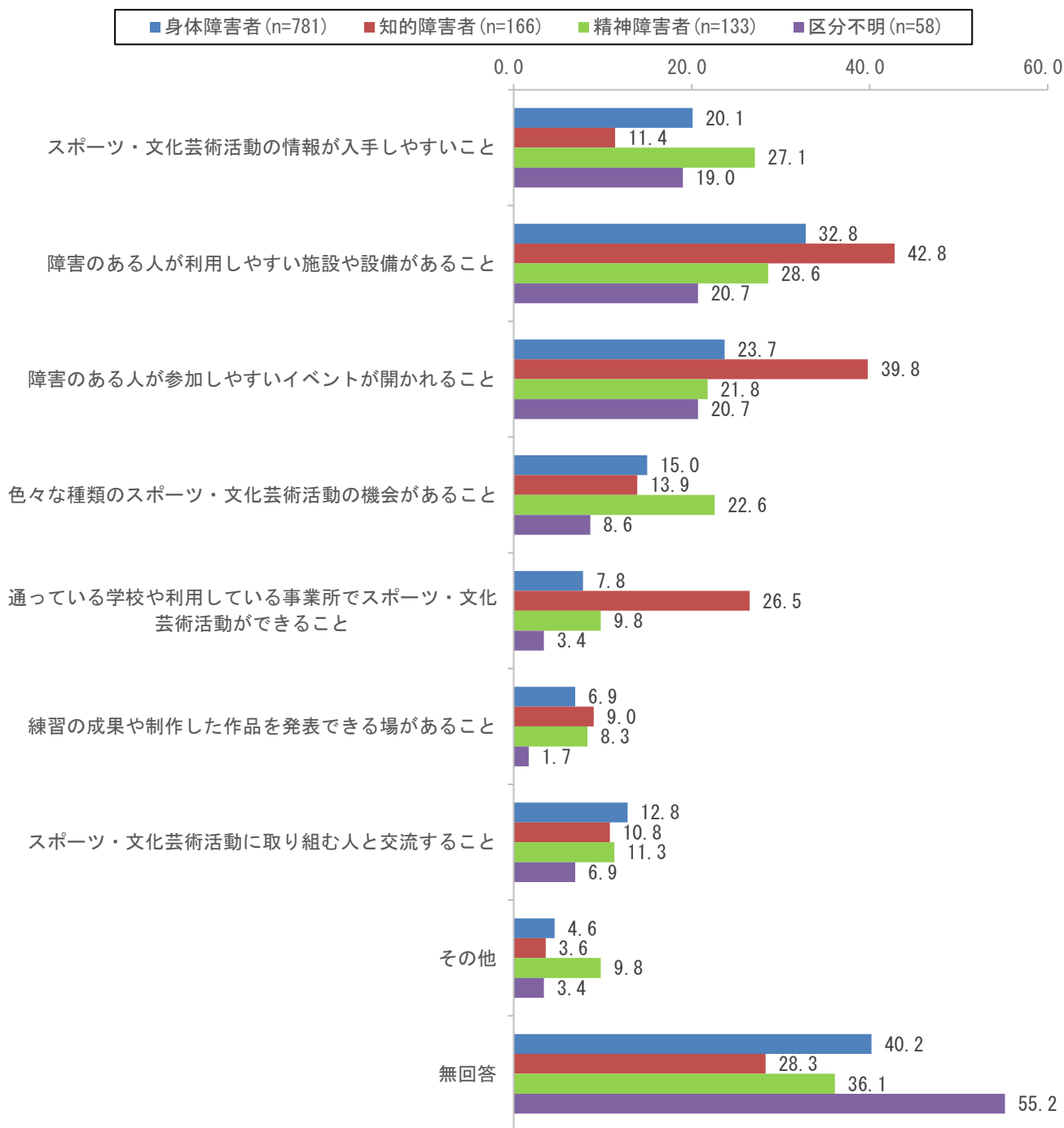
ア スポーツ活動の頻度【設問】：あなたは、過去1年間に運動やスポーツ（娯楽活動を含む）を行う機会がどのくらいありましたか。



イ 文化芸術活動の頻度【設問】：あなたは、過去1年間に文化、芸術活動を行う機会がどのくらいありましたか。



ウ スポーツ・文化芸術活動で大切なこと【設問】：スポーツ・文化芸術活動を行ううえで、大切だと思うことは何ですか。

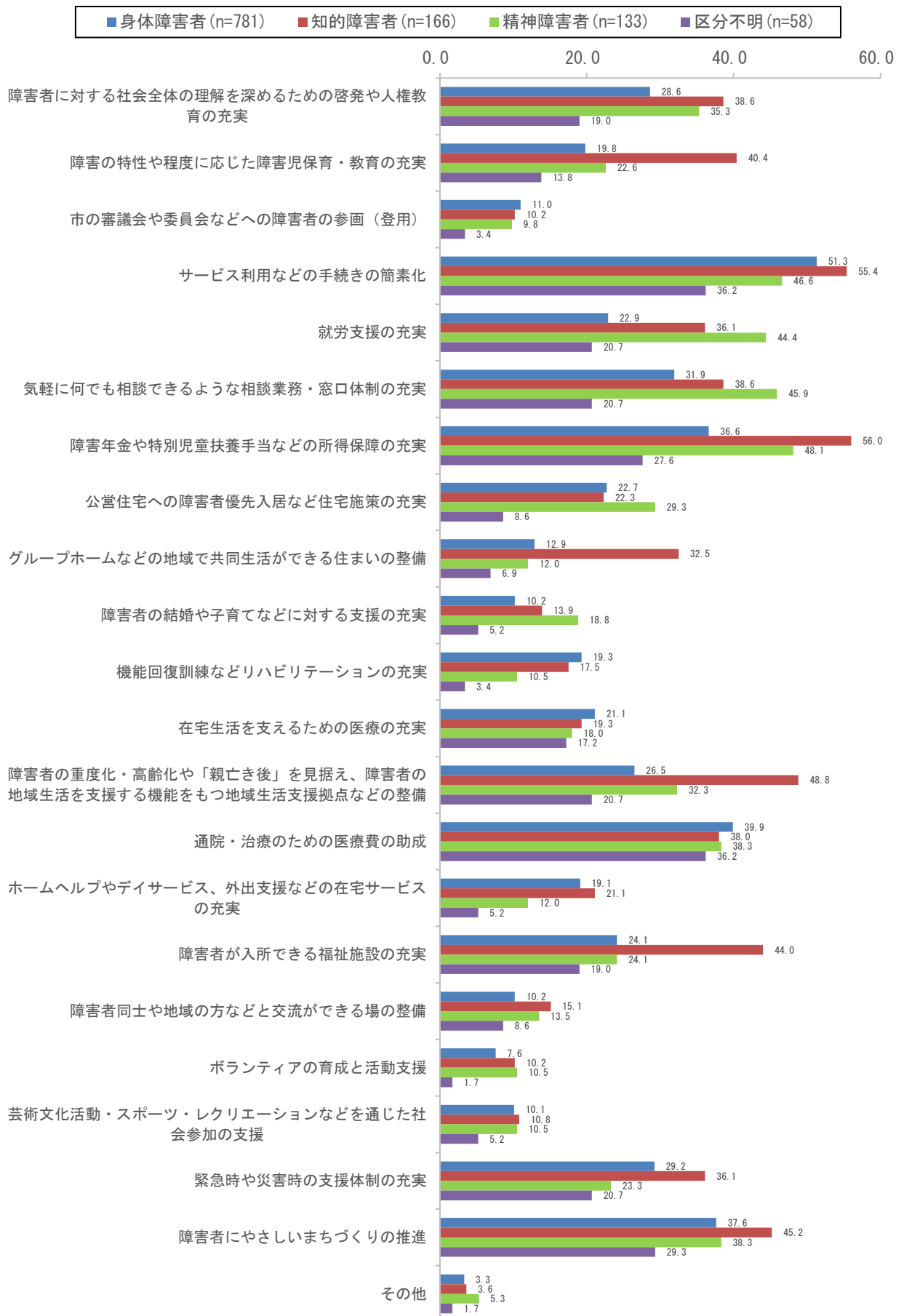


身体障害者は「障害のある人が利用しやすい施設や設備があること」が32.8%で最も多く、次いで「障害のある人が参加しやすいイベントが開かれること」が23.7%、「スポーツ・文化芸術活動の情報が入手しやすいこと」が20.1%と続いている。

知的障害者も「障害のある人が利用しやすい施設や設備があること」が42.8%で最も多く、次いで「障害のある人が参加しやすいイベントが開かれること」が39.8%、「通っている学校や利用している事業所でスポーツ・文化芸術活動ができること」が26.5%と続いている。

精神障害者は「障害のある人が利用しやすい施設や設備があること」が28.6%で最も多く、次いで「スポーツ・文化芸術活動の情報が入手しやすいこと」が27.1%、「色々な種類のスポーツ・文化芸術活動の機会があること」が22.6%と続いている。

(13) 充実すべき障害福祉施策について【設問】：地域で安心して生活していくためには、どのようなことを充実すべきだと思いますか。



身体障害者は「サービス利用などの手続きの簡素化」が51.3%で最も多く、次いで「通院・治療のための医療費の助成」が39.9%、「障害者にやさしいまちづくりの推進」が37.6%と続いている。

知的障害者は「障害年金や特別児童扶養手当などの所得保障の充実」が56.0%で最も多く、次いで「サービス利用などの手続きの簡素化」が55.4%、「障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活を支援する機能をもつ地域生活支援拠点などの整備」が48.8%と続いている。

精神障害者は「障害年金や特別児童扶養手当などの所得保障の充実」が48.1%で最も多く、次いで「サービス利用などの手続きの簡素化」が46.6%、「気軽に何でも相談できるような相談業務・窓口体制の充実」が45.9%となっている。

3 計画の策定経過

年月日	内 容
令和5年6月9日	長崎市障害者施策推進協議会（令和5年度第1回） ・長崎市第6期障害福祉計画・長崎市第2期障害児福祉計画の振り返りについて ・長崎市第7期障害福祉計画・長崎市第3期障害児福祉計画の策定スケジュールについて ・障害福祉に関するアンケート調査について
令和5年8月2日	障害者、事業所へのアンケート調査実施（9月4日まで）
令和5年11月28日	長崎市障害者施策推進協議会（令和5年度第2回） ・障害者の状況及びアンケート調査結果の概要について
令和5年12月26日	長崎市障害者施策推進協議会（令和5年度第3回） ・長崎市第7期障害福祉計画・長崎市第3期障害児福祉計画（素案）の審議について
令和6年1月16日	長崎市障害者施策推進協議会（令和5年度第4回） ・長崎市第7期障害福祉計画・長崎市第3期障害児福祉計画（素案）の審議について
令和6年1月24日	長崎市第7期障害福祉計画・長崎市第3期障害児福祉計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施（2月22日まで）
令和6年3月末	長崎市第7期障害福祉計画・長崎市第3期障害児福祉計画の策定

4 長崎市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	選出母体	備考
学識経験者	中谷 晃	一般社団法人 長崎市医師会	会長
	千綿 國彦	一般社団法人 長崎市医師会	
	松谷 康平	一般社団法人 長崎市歯科医師会	
	石川 衣紀	国立大学法人 長崎大学教育学部	
	澤 宣夫	長崎純心大学 人文学部	
	松本 一隆	長崎県精神科病院協会	
	洗川 喜咲子	公益社団法人 長崎県看護協会 (県南支部)	
障害者・障害福祉事業従事者	野田 恵子	長崎市身体障害者福祉協会	
	野口 明彦	長崎市視覚障害者協会	
	池原 清	一般社団法人 長崎県ろうあ協会長崎支部	
	谷 美絵	社会福祉法人 長崎市手をつなぐ育成会	
	川崎 紳一	長崎市精神障害者回復者倶楽部	
	内藤 貴子	長崎県自閉症協会	
	竹内 一	長崎市障がい児・者施設協議会	
	菅 昌徳	長崎大学教育学部附属特別支援学校	職務代理者
	松崎 淳子	社会福祉法人 長崎市社会福祉事業団 (長崎市障害福祉センター)	
関係行政機関	橋本 堅治	長崎公共職業安定所	
市議会	竹田 雄亮	長崎市議会議員	
市民	峰松 弘子	公募委員	
	小柳 善嗣	公募委員	

5 長崎市障害者施策推進協議会条例（平成8年12月24日条例第35号）

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、長崎市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市における障害者のための施策に関する基本的な計画に関し、障害者基本法第11条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき意見を述べること。
- (2) 本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
- (5) 市議会議員
- (6) 市民

3 市長は、前項第6号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、次のとおりとし、再任されることを妨げない。

- (1) 前条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者のうちから委嘱された委員 2年
- (2) 前条第2項第5号に掲げる者のうちから委嘱された委員 その職にある期間

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第3号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、第1項第1号及び前項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない

期間とすることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(専門委員)

第7条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(関係人の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(以下略)

長崎市第7期障害福祉計画・長崎市第3期障害児福祉計画

■発行日 令和6年3月

■発行 長崎市

■編集 長崎市福祉部障害福祉課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

TEL 095-829-1141 FAX 095-823-7571

■印刷 ワークステーション すばる

〒850-0001 長崎市西山4丁目626番地1

TEL095-895-9672 FAX095-895-9673